

A large, flowing, light-colored brushstroke graphic that starts from the top left, curves across the upper half, loops down the right side, and ends with a small circular flourish at the bottom left. It is set against a background that transitions from orange on the left to light yellow on the right.

時報 しやりんけん

第4号
2011

南山大学社会倫理研究所

もくじ

ご挨拶	社会倫理研究所所長 丸山 雅夫	1
-----	-----------------	---

特 集

第4回社会倫理研究奨励賞		1
選定結果について	小林 傳司	2

イ ン タ ヴ ェ ー

北海道大学応用倫理研究教育センター	新田孝彦・眞嶋俊造	4
-------------------	-----------	---

活 動 報 告

2010 年度懇話会・研究会報告		8
「ガバナンスと環境問題」研究プロジェクト活動報告	マイケル・シーゲル	16
「科学技術と倫理」研究プロジェクト活動報告	鈴木 貴之	20
「保護する責任」研究プロジェクト活動報告	大庭 弘継	24
「公正と平和」研究プロジェクト活動報告	大庭 弘継	28

社 会 倫 理 の 道 標

脳神経倫理を知る十冊	鈴木 貴之	32
大量虐殺と介入を考えるための十冊	大庭 弘継	36
銃社会・兵器社会・戦争国家、アメリカ合州国	宮川 佳三	42

研 究 所 活 動 記 録

平成 22 年度（2010 年度）活動記録		46
研究所主要スタッフ研究業績		50
研究所主要スタッフに関わる学会・研究会・講演・調査等の記録		52
南山大学社会倫理研究所スタッフ		54
編集後記		56

ご挨拶

社会倫理研究所所長 丸山 雅夫

2010年度は、南山社会倫理研究所が設立されてから30周年を迎えた記念すべき年度でありました。当研究所は、「社会倫理」という大きなフィールドを対象として、これまでに蓄積されてきた多くの実績をさらに発展すべく努力を続けていますが、2010年度も、「活動報告」と「研究所活動記録」をご覧いただければ明らかなように、内外に向けた積極的な活動を展開できたものと思っています。特に、シリーズ懇話会「脳ブームを考える」は、昨今の脳科学ブームの中で、一見それらしい衣を纏った「風説」や「俗説」に惑わされない見方や問題の捉え方を多くの方々に提示しえたものと考えています。

そうした一方で、2010年度は、第4回を迎えた社会倫理研究奨励賞において、「該当論文なし」という非常に残念な結論を出さざるを得ませんでした。選定結果の詳細については小林委員長が述べておられる通りですが、委員長の選評は、社会倫理研究奨励賞そのもののあり方に反省を迫るものでもあります。研究所として、「奨励賞」としていることの意味と、それに期待される意義について、改めて検討をしなければならないと考えているところです。そうした意味で生成途上の賞ではありますが、これまで以上に、若手の方の積極的な応募を期待しております。

特集

第4回社会倫理研究奨励賞

「社会倫理研究奨励賞」とは、若手研究者による社会倫理分野における優れた研究に対して南山大学社会倫理研究所が授与する賞であり、2007年度に開始されました。

第4回の募集は、2009年12月1日から2010年11月31日までに日本語で公開された社会倫理に関する論文を対象として行なわれ、自薦・他薦あわせて18篇の応募がありました。そして、2011年2月19日、第4回社会倫理研究奨励賞選定委員会（構成員は下記表を参照）による厳正なる審査の結果、

該当論文なし

と決定致しました。

第4回社会倫理研究奨励賞選定委員会

小林傳司【委員長】	大阪大学コミュニケーションデザイン・センター教授	科学哲学・科学技術論
伊勢田哲治	京都大学大学院文学研究科 准教授	科学哲学・倫理学
川崎 勝	南山大学経済学部 教授	日本近代史・経済思想史
丸山雅夫	南山大学大学院法務研究科 教授	法学
宮川佳三	南山大学外国語学部 教授	国際関係論・アメリカ外交
山田哲也	南山大学総合政策学部 教授	国際法
マイケル・シーゲル	南山大学社会倫理研究所 第一種研究所員	神学・和解学
奥田太郎	南山大学社会倫理研究所 第一種研究所員	倫理学・応用倫理学

選定結果について

第4回社会倫理研究奨励賞選定委員会委員長 小林傳司

今回の選定対象は、2009年12月1日から2010年11月30日までの期間に、若手研究者が日本語で公刊した18編の応募論文（自薦、他薦含む）でした。第一次選考において絞られた5編の論文を対象に2011年2月18日に最終審査を行いました。最終審査では、選定委員が事前に最終候補論文を綿密に読んだ上で、合議で審査を進めました。その結果、今回は受賞論文なしとの結論に至りました。

最終審査は短時間で終わりました。このことが、今回の応募論文の性格を表していると言えます。どの論文に対しても選定委員の評価はほとんど同じであり、もめることなくこの結論に至ったわけです。各選定委員の印象として、今回の最終候補論文はすべて「おとなしい」、「もっと挑戦的であっていいのでは」というものでした。

どの論文も一定の水準には達しており、例えば学会誌などの査読は十分クリアするものでした。これはいいかえると、それぞれの著者の学会のお作法や相場観に適ったものであったということです。しかし、社会倫理研究奨励賞については、いわゆる学会のお作法という評価軸とは異なる評価軸を設定し、挑戦的な論文を奨励することを目指しています。

昨年度の講評の際の文章を再掲しておきたいと思います。

「現代の複雑な社会における各領域において、倫理的考察が求められる課題は多数あり、またその解決の方途の探求も重要になってきている。社会の各領域ということで、国際社会から国家、地域社会、家族までのレベルが含まれ、制度や課題の内容の点でも経済、経営、政治、教育、医療、科学技術、広く文化一般までわたる。また、研究の方法論に関しても、倫理学的アプローチにとどまらず、広く社会科学的アプローチ一般が想定されるものである。そして、研究成果の発信先は、いわゆる同業の研究者のみならず、広く社会においてこのような社会倫理的問題を考えようとする人々一般に向けられることが期待される。」

今回の最終候補論文は、インタビューをもとにした原子力立地地域の社会的問題から、生命科学の進展が生み出した手法や知識のマーケティングへの波及やバイオエシッ

スの歴史的変容、さらにはリベラリズムを前提とした国家の価値中立性の限界についての検討など、興味深い対象を扱ったものでした。しかし、ほぼすべての論文が、同業の研究者のみを発信先として想定しているかのような書きぶりであり、「何のためにこの問題を論じるのか」という根本的なエトスが見取しにくい憾みがありました。とりわけ、多くの論文が冒頭で現代社会の問題を掲げているにもかかわらず、その後の叙述は海外を中心とした研究者の議論の紹介に終始し、冒頭の問題意識を踏まえた著者の主張は末尾で手短かに検討されるだけ、という構成をとっていたことが残念でした。日本の学会誌に掲載される学術論文の多くが、このような「お勉強」の成果を見せることを評価する傾向をもっていることは確かですが、本賞の趣旨からすると物足りなさが残ったというところです。

例えば原子力立地地域のインタビューに基づく論文の場合、アプローチの新しさは評価できますが、全体として記述に終始し、著者の思想が見えてきません。原子力立地地域の社会の原子力との付き合い方が、推進派と反対派の標準的な言説とは異質な構造をもっていることを記述するのであれば、著者は少なくともそこから何か自らの思想を語るべきではないでしょうか。せつかくのインタビューが十分に生かせていないように感じました。

また、神経科学の進展が新たなマーケティング手法に利用される動向を論じた論文でも、そこに疑似科学的言説が含まれているという指摘があり、ここからはその利用法の誤りを論じる方向に行くはずですが、他方でこのような科学が生み出す知識が消費者の購買行動を操作できるようにする可能性があり、人間の「自律性」が脅かされるという懸念が指摘されており、これは前者とは異なる方向の議論となるはずですが、その両方の議論が混在している点が気になりました。

また、法的強制や刑罰の正当化根拠としては危害原理（侵害原理）に限定し、個別の行為の「道徳性」を考慮することを排除するという古典的リベラリズムの考え方には、代理母やクローン産生問題を契機に再考の余地が生まれていると冒頭で宣言した論文では、その後は欧米の研究の紹介に多くの紙幅が割かれ、冒頭の問いには正面から回答が与

えられていませんでした。欧米の研究の紹介については、極めて質実堅固なものであっただけに、残念でした。その他にも、バイオエシックスの40年の歩みを整理し、「文化的」アプローチあるいは人類学的視点の重要性を論じた論文がありましたが、歴史の要領の良い見取り図以上の内容が乏しいことが気になりました。

こういった感想をもった論文のなかで、唯一、選定委員がいい意味で気になった論文がありました。それは有馬斉氏の「中立な国家と個人の死め権利」でした。この論文は、個人の自律を至上の価値とみなす自由主義を根拠とする、安楽死の合法化論を批判することを目的としたものでした。ここでの自由主義は、個人の自律の尊重と密接不可分な理念としての国家の価値中立性を備えたものです。つまり、個人の善き生の構想に関して、国家は個人の自律を尊重し、一切の介入をしないという意味で価値中立を守るという考え方です。著者はこの理念に基づいた安楽死の合法化論は、いくつもの受け入れがたい極端な結論を導き出すことを論証し、擁護しがたいことを主張しています。今回の最終候補に残った論文のなかでは、格段に問題意識が鮮明であり、かつ挑戦的な論文であることは確かでした。

自由主義という現代社会の基本イデオロギーに潜む陥穽をえぐり出す意欲は十分に読みとれます。しかしそこに問題点も潜んでいるように感じました。一つには、自由主義という、現在の主流イデオロギーの最強の議論を本当に相手にしているかという問題でした。とりわけ、「安楽死の合法化」という表現で何を意味しているかが明確でないため、議論がやや独善的に流れている感があります。たとえば尊厳死と安楽死、積極的安楽死と消極的安楽死、自発的安楽死と非自発的安楽死など整理すべき概念的区別が思いつきますが、それらについては全く触れられていません。そのため、法律を専門とする研究者からみれば、合法化論を議論しているにもかかわらず、法律上の議論がまともに参照されずに論理が展開されることに違和感が表明されたのでした。おそらく、ここには、読者の想定の問題があると思われます。合法化論という問題の立て方をする限り、法律的議論に習熟した読者をも想定すべきではなかったでしょうか。

これと関係しているのが、氏の独特の文体でした。哲学的訓練を受けた人間には、必ずしもなじみがない文体ではないのですが、それ以外の人には、繰り返しが多く、難解な文章に感じられるはずです。叙述を工夫すれば、もっとすっきりと書けるのではないかという思いを禁じえませんでした。著者の姿勢、問題意識、解答を出すべく論を展開する手腕は高く評価されるものであるだけに、この点が残念でした。

最終的に、本選定委員会では受賞作なしとの結論で一致しました。しかし現代社会において、論ずるべきアクチュアルな問題は山積しています。来年度は、そのような問題について広く社会に議論を喚起するような、挑戦的で骨太な、そして学会のお作法を脇に置いたような勇敢な論文が応募されることを期待したいと思います。本賞の狙いはそこにあるのですから。■

北海道大学

応用倫理研究教育センター

新田孝彦 × 眞嶋俊造 × 奥田太郎

2010年12月某日、北海道の某所にて、北海道大学応用倫理研究教育センターの主要スタッフである新田孝彦氏と眞嶋俊造氏に、同センターについてお話を伺った。

運営体制について

奥田：ウェブサイトでは、「文学研究科思想文化学専攻の「応用倫理研究教育プログラム」が文部科学省「魅力ある大学院教育イニシアティブ」(平成18～19年度)に採択されたのを期に、応用倫理に関する研究教育を継続的に実施するために設立された」と書かれています。また、「「応用倫理」を冠した常設の組織としては、わが国の国立大学法人で初めてのセンター」である、とも謳われています。設立時のプログラムが終わった現在、北大の中でどのような位置づけですか？

新田：当初は全学的なセンターとして作りたいのですが、それほど規模を大きくできず、大学院文学研究科の中のセンターの一つとして維持されています。

奥田：全学的なセンターにならなかったのはなぜですか？

新田：何か壁があったわけではありません。実際、イニシアティブの頃は、大学院生の教育というレベルで、RAを全学的に呼びかけて採用していました。それぞれの研究テーマに倫理的なものを付け加えて、学内で公募しました。

眞嶋：全部で15名、うち他学部からは7、8名。獣医学、環境学、理学、経済学などの大学院生が集まりました。

新田：しかし、大学内の他の研究センターに比べて設立されたのが最近ということもあって、全学的組織にするための学内コンセンサスはまだまだ足りない状況です。

奥田：センターの中の様子を教えてください。

眞嶋：センター長、文学研究科からの運営委員、これがセンターの最高意思決定機関としての運営委員会を構成しています。それとは別に事務局があり、日々の細々とした企画・立案・運営を行っています。

新田：ちなみに、学生は応用倫理研究教育センターが提供するプログラムを受講する、という形なので、センターに所属する学生はいません。

奥田：国際アドバイザリーボードが充実しているという点もセンターの特色の一つだと思いますが。

眞嶋：海外の研究者たちを巻き込んで、多角的なアドバイスを得たかったですね。でも、一番大きいのはいろいろな人を紹介してもらいたいということでした。

奥田：アドバイザリーボードの人はどのように？

新田：それまでに交流があった人、海外出張時に知り合った人に声をかけて、選んでみたら、だいたいよい人選になっていたという感じです。

奥田：それまでの蓄積が活かされているんですね。

新田：実は、アドバイザリーボードが最も生きていたのは、大学院イニシアティブの頃で、その時には、学生の研究に対して個別にアドバイスをもらったりしていました。さらにアドバイザリーボードを置いてよかったのは、応用倫理国際会議（2006年から毎年秋に開催）です。第一回は、クローズドでわれわれとアドバイザリーボードでやってたんですね。そうしたら、彼らがCall for Papersをやった方がいい、絶対人が集まるから、と言って、第二回以降をやることになったわけです。

眞嶋：応用倫理国際会議のスタンスが、クローズドからオープンに変わりました。

新田：最初にクローズドでやったときには、Call for Papersの可能性をまったく思いついていませんでした。

眞嶋：当初は大学院イニシアティブということで、教育的配慮が先立っていたこともあり、自分たちで海外にCall for Papersを出して人を集めるという発想はあり



新田孝彦【にった・たかひこ】

北海道大学大学院文学研究科教授
同大学応用倫理研究教育センター・前センター長

眞嶋俊造【まじま・しゅんぞう】

北海道大学大学院文学研究科准教授
同大学応用倫理研究教育センター・センター長

ませんでした。海外から報告者を招くのも、こちらが学ばせてもらうという姿勢が強かったのです。

新田：それはそれで、大学院イニシアティブの目的に沿ったよい取り組みだったとは思いますが、結局アドバイザリーボードからの提案に乗ってしまった。

奥田：そして、見事に当たったと。応用倫理系の国際学会をアジア圏でやることに対するニーズは高いと感じておられますか？

眞嶋：認知度が上がるとともに、高くなりつつある、という感じです。継続して Call for Papers を出していくことで徐々に認知されてきています。アンドリュー・ライト曰く、北大の国際会議は「みんなのレーダーに入っている」そうです。

奥田：すると、アジアに限らず、国際的なレベルで、選択肢の一つとして認知される国際会議になっているということでしょうか。

眞嶋：そうだと思います。ただ、アジアということだと、台湾からは毎年人が来ますが、中国からは続かない。

新田：あと、意外にも韓国から人が来ないのです。教員同士の交流がないからなのかもしれません。北大とソウル大学は毎年交互にジョイントシンポジウムを開催していますが、ちょうど日程が重なってしまっていて。

眞嶋：アジアで、ということで付け加えるなら、札幌という場所の魅力はあなどれません。年配の方には冬季五輪の開催地としても知られていますし、東京や京都に行ったことがあるけど札幌はまだという人も多くて、ブランドとして効いているかもしれません。

活動内容について

奥田：「応用倫理各分野（科学技術倫理、研究倫理、環境倫理、生命倫理、企業倫理など）の研究者と専門的な実務家を養成する」と謳われていますが、応用倫理の専門的な実務家ということで、どういう場所ですどのように活躍する人材をイメージしているのでしょうか？

新田：イニシアティブの頃に、文学研究科以外の研究科（環境学、理学等）に声をかけたことの狙いは、応用倫理のセンスや問題意識をもった人が、いろいろな領域に散らばってほしい、ということにありました。彼らは必ずしも学者になるわけではないでしょうし、いろいろな職に就いて、社会の中の様々な場所で応用倫理的なセンスをもって活躍してほしい。アカデミア以外のところで仕事をする人たちにも何らかの貢献をしたい、という意図がありました。

奥田：MBA に類するような…。

新田：そこまで立派なものにはならないけど、背景として応用倫理的なものをもってもら。大学の中にあるセンターの役割はそういうところにあるだろうと思います。北大には、大学院共通科目というものがあるのですが、そこに応用倫理の授業を提供したりしています。

奥田：その大学院共通科目は昔からあったんですか？

新田：いや、ここ 7、8 年ですね。でも、その程度の歴史はあって、毎年科目は増えています。全学的な委員会によって運営されていて、全学的に募集をかけ、

審査して認定する仕組みで動いています。

奥田：倫理やSTSという文脈で出てきたのではないのですか？

新田：理系の大学院共通基礎科目を拡張したものです。

眞嶋：実務家養成については、高度専門職業人の養成という中期目標にも関係しています。分野に関わらず、高度専門職業人には高い倫理性が求められるからです。

奥田：応用倫理関連の科目で、倫理学の教員とその他の各研究科の教員が授業の中で討論・対決する、といった試みはしているのでしょうか？

新田：教員レベルで研究科の垣根を越えた緩やかな研究会は行っていますが、それを学生の前で見せるということはまだやってませんね。

眞嶋：研究会とは別に、協力してくれている先生方と学生とで別の集まりをもって、何かすることはできそうだし面白そうですね。

奥田：「応用倫理研究教育プログラム修士課程」を終了すると「プログラム修了証」が授与されるそうですが、「修士（応用倫理）」「博士（応用倫理）」といった学位に準ずるものですか？

新田：「プログラム修了証」は学位のようなものではないのですが、センター独自にやっているのではなく、文学研究科からお墨付きが出ている正式なものです。現在、大学教育も過渡期にあって、学位とプログラム課程修了との中間に位置づけられるようなものとして、ある意味では試験的に認められたものと言えます。修了証の価値は、今後、修了生たちがどのように活躍してくれるかにも拠りますね。

奥田：TAを務めることが修了要件となっているのはどのような狙いからでしょうか？

眞嶋：一つには、修士課程の学生が学部生を、博士課程の学生が修士課程の学生を教える中で、一度学んだことを別の角度から学び直す機会にもなるという教育効果です。もう一つは、博士課程に進学する学生は将来的に教員になる可能性が高いので、教えることについて考え学ぶ機会も必要だということです。

奥田：TA制度を、教えることについて反省する場として位置づけて、教育の一環として積極的に活用しているんですね。こうしてお聞きしていると、北大は「応用倫理学」の名に日本で最も相応しい教育プログラムをもっているように感じますが、そのような自負はありますか？

新田：相応しい教育内容を提供しているという自負はあ

ります。個人的には、応用倫理教育プログラムを社会人学生がとる、という形もありだと思いますが、大学院に入ってきて応用倫理学だけやります、というのは少し違うのではないかと考えています。やはり何かベースになるものがあって応用倫理的なセンスが磨かれるのではないかと。

奥田：現状では、大学院の学生が受けるプログラムという形で限定されているわけですね。企業からこのプログラムを受講しに来る人はいないのですか？

新田：大学院生向けのプログラムですから、現状では対応していません。確かに、ハウツーではなく、もっと根底にあるものに対する学びの社会的ニーズはあるとは言われていますけどもね。可能性としては、応用倫理教育プログラムを外に出してやるという手もあるかもしれませんが、今までにそれを考えたこともあるのですが、北海道では無理だね、というところで落ち着いてしまっています。

奥田：北大サテライトとして東京でやる、という選択肢もありうるのでは？

眞嶋：北大も東京にオフィスがありますから、やれないわけではないですね。

新田：資金的な問題もありますけど、ありえますね。

刊行物について

奥田：センターでは、邦文誌『応用倫理』と欧文誌 *Journal of Applied Ethics and Philosophy* を発行なさっていますが、論文の投稿状況と採択率を教えてください。

眞嶋：邦文誌の第一号は、北大関係者を中心に依頼し、第二号で少し知名度が上がって、第三号でたくさん集まりました。ただし、掲載論文の品質保証のために査読をきっちりやったところ、敷居が高そうだと思われたようで、残念ながら第五号の投稿は現時点でゼロです。

奥田：具体的に、査読はどのように行われていますか？

眞嶋：投稿論文に対して、編集委員会で査読者の割り当てを決めます。査読は、投稿者と査読者相互にブラインドで行います。

新田：欧文誌では、眞嶋さんの尽力もあって、シェーマス・ミラー、ノーマン・ダニエルズといったレベルの研究者がきっちり査読をやってくれているんですよ。

奥田：質は高くなるけど、その分、投稿論文の採択率が低くなりませんか？

眞嶋：そうですね。これまでの様子を見ると、言語的な問題もあるかもしれませんが、内容面での問題も

ある程度あるように思います。もちろん、欧文誌だけでなく、邦文誌の方も、単なる業績稼ぎの場にならないように、きちんとした学術雑誌としての質を維持しようとしていますよ。

奥田：その他の刊行物はありますか？

眞嶋：国際会議の後に、報告論文集を刊行しています。これも、きちんと査読しています。

奥田：査読するスタッフは大変ですね。

新田：そうなんです。そういうこともあって、査読も含めて、応用倫理関連研究者の全国連携がもっとできればいいのかなと思います。

第五回応用倫理国際会議について

奥田：2010 年秋の国際会議の参加者はどれくらいでしたか？

眞嶋：招待講演者が 9 名、一般発表は 45 名ほど。徐々に増えています。

奥田：一般発表について審査をしているのですか？

新田：しています。今回は、およそ 60 の応募があって、50 くらいに絞ったという形です。今年は全体として 120 名ほどの参加者がありました。2007 年から Call for Papers を始めて、ようやくここまで大きくなりました。

奥田：継続は力なりですね。参加者はどんな国から来ていますか？

眞嶋：主としてヨーロッパ、アメリカ、オーストラリアから来ています。南米はいない。アフリカからも少ないですが何度か来た人がいます。

新田：東アジアからは、台湾ですね。アドバイザーボードに入ってもらっていることも大きいとは思いますが、たとえば、ヨーロッパの場合は、まったく関係のない人でも知っていたりするようです。情報のネットワークに入っているかどうか大きいかもしれません。

眞嶋：毎回 11 ～ 13 カ国から参加者があります。

新田：スロバキアの応用倫理研究センターの所長が、招聘していないのに来てくれたりしていました。

奥田：参加者の男女比はどうですか？

眞嶋：第 4 回目以降は、ジェンダー部門の枠を作ったこともあり、女性の比率は上がりました。海外から来る参加者の女性比率は、日本国内の参加者に比べれば高いですね。

奥田：報告内容の傾向は 5 回の実施で変化しましたか？

眞嶋：ここ数回は、招聘報告者の専門に近い人が参加する傾向があるように思えます。

奥田：応用倫理学界のトップクラスの有名人が毎回招かれていますね。

新田：報告の機会が得られたというだけでなく、ビッグネームとしゃべる機会がもててよかった、というコメントも多数いただいております。

眞嶋：ビッグネームであろうが、若手であろうが、北海道に来るということは、ある意味アウェイなんです。そこでよりフラットになりやすいということはあるかもしれませんが。そうした場が提供できていることは、誇りに思います。印象に残っているのは、先ほども言いましたが、アンドリュー・ライトが、国際的に見てこの国際会議はすでに十分に認知されている、と評価してくれたことですね。また、マイケル・デイヴィスは、継続的に、建設的なスタンスで関わってくれています。

新田：査読をお願いしたときも、デイヴィスは翌日返してくれるそうです。プライオリティを置いてくれているのは嬉しいことです。

奥田：主催者側として、最も気を遣っている点があれば教えてください。

眞嶋：実務レベルで一番怖いのは、ドタキャンですね。

新田：5 回開催する中で、招聘報告者が体調不良で来れないことはありましたが、代替報告者の紹介もしてくれましたし、大きなトラブルにはなりませんでした。

奥田：最後にお聞きします。日本でこのような国際会議を定期的に開催することの意義はどのあたりにあると思いますか？

新田：プレゼンスを示すことに意味があると思います。誰がやるかはさておき、一つのシステムを用意できるということがまず大切だと思います。

奥田：打ち上げ花火的なものではなく、継続性のある取り組みとしてやっていくということですね。

眞嶋：資金の潤沢さやネームバリューではなく、地道に続けて行くことで、国際的に認知されてきたということに意味があります。

新田：そろそろ、オールジャパンで取り組むようになっていくといいですね。長い目で見れば、そうするのは必要なことだとも思います。

眞嶋：北大で国際会議をやる本当の意義は、北大が主催でなくなってオールジャパンでやれるようになった時にこそ明らかになるということかもしれません。

新田：それまでの間、私たちもがんばりますから、みなさん、一緒にやりましょう。■

活動報告

2010年度懇話会・研究会報告

本年度の懇話会・研究会での講演ほとんどは、南山大学社会倫理研究所編『南山大学社会倫理研究所 研究プロジェクト講演集 人間・社会・未来—相繋がり生きる基盤を求めて—』に収録されています。講演内容をより詳しく知りたい方は、是非そちらをお読み下さい。

第一回懇話会

2010年6月15日(火)

南山大学名古屋キャンパスJ棟1階特別合同研究室

中野涼子先生(シンガポール国立大学)

「国際関係論と帝国論—矢内原忠雄の思想と現代」

*詳細は、「保護する責任」研究プロジェクト活動報告(24頁より)をご参照下さい。

第二回懇話会

2010年7月22日(木)

南山大学名古屋キャンパスJ棟1階特別合同研究室

この十年間、企業や経営者の倫理は、制度として急速に整備され、社会にも浸透しつつあるように思われ、今や、企業の対応に市民側が追いついていないとすら語られることもあります。そうした状況の中、さらなる将来のビジョンを構想するためには、そこで語られてきた事柄をもう少し広い歴史的文脈に置いて問い直すことも必要です。今回の懇話会では、大東文化大学経済学部特任講師

の佐藤方宣先生、ならびに、東洋大学経済学部准教授の太子堂正称先生というお二人の経済思想史研究者をお招きして、「ビジネスの倫理と論理への問いを編み直す」という統一テーマのもと、ご講演いただきました。

第1報告

佐藤方宣先生(大東文化大学)

「企業の社会的責任—ビジネス活動の公共的討議」

佐藤先生はこの講演の中で、企業活動をめぐって現にどういう言説が展開されているのか、これからどう論じていけばいいのか、そして、どう適切に論じられて行くべきなのか、を論じました。

佐藤先生はまず、企業という存在が現代の経済社会全体にとって非常に重要な役割を果たしていることを指摘した上で、企業に対してリベラルな社会への貢献を規範的に要求できるか、という問題に言及します。企業に公的役割を果たす社会的責任を認めることに対しては、現在の市場経済や企業社会のあり方に肯定的な論者(たとえばミルトン・フリードマン)からも批判的な論者(たとえばアンドレ・コント＝スポンヴィル)からも否定的に捉えられる傾向がありますが、私たちは、企業がプライベートな存在であることを認める一方で、やはり企業に対して、雇用の安定性や公平性、環境や福祉、文化への貢献などの社会的役割を求めもいる、と佐藤先生は指摘します。

こうした事態をよりの確に捉えるべく、佐藤先生は、企業の社会的責任についてこれまでどのような言説があったかを確認します。まず、「会社はだれのものか」という議論の中に、「問いの立て方の対立」、つまり、企業の本質を問う「そもそも論」と企業のこれからを問う「どうする論」の対立をみだし、それぞれの問いの立て方の中に、企業の社会的責任に対する賛否両論があることが指摘されました。それゆえに、それら2つの論立ての調停が、今後の企業の適切な位置づけや責任の適切な割り当てに大きく関わり、その解明に経済思想史の知見が貢献できるだろう、と佐藤先生は述べます。なぜビジネス倫理なるものが問われたのかをめぐる「歴史的経緯としてのそもそも論」を見ることが重要だということです。



ビジネス倫理は1970年代の米国が出自だと語られることが多いのに対して、実は1920～30年代にすでに米国において一種のビジネス倫理ブームがあった、と佐藤先生は指摘します。資本の拡大により企業規模が増大したことで、企業活動の社会的影響力も増大し、それに並行して社会的責任が問われるようになったわけです。それは、経営者やビジネスパーソンの「専門職化」の動きだと考えられます。しかし、その後、社会からの「受託者」としての経営者という位置づけは後景に退き、「企業の社会的責任」が問われても「経営者の社会的責任」は語られなくなっていった、と佐藤先生は述べます。こうした状況下で、たとえば経済学説史家のロバート・ハイルブローナーは、70年代に、企業を市民社会の公共的な議論の場に開く「企業の政治化」を語っていました。こうして、100年ほどのスパンをとって歴史的に議論を眺めると、企業の社会的な位置づけが変遷するにともなって、その責任の内実や帰属先がさまざまに変化して来ることがわかります。したがって、企業を多様な目的追求のための効率的な組織と広く位置づけて、市民社会を運営する手段として、公共的な討議を介してどのようなあり方が適切かを決めていくことが必要であろう、と佐藤先生は主張します。そして、佐藤先生は、ビジネス倫理の議論の前提となる考え方や考察対象を歴史的な文脈の中でしっかりと理解することが、結果として現代の倫理問題への取り組みにつながる、と述べ、論を締めくくりました。(文責 | 奥田太郎)



第2報告

太子堂正称先生(東洋大学)

「競争と格差—「弱者」のための競争」

太子堂先生はこの講演の中で、競争のマイナス面に留意しながらも、競争の積極的な意義を論じました。

まず、競争のもたらす弊害やデメリットとして、コンビニ・チェーンに典型的に見られる、同系列の店同士が潰し合うことで系列全体の利益を上げる「潰し合いとしての競争」、格差問題などが挙げられました。しかし、太子堂先生は、競争は他人を蹴落として自分が「勝ち組」になるためだけにあるのか、と問います。この問いに答えるために、まずは昨今の論壇に見られる競争観が検討されます。

競争が批判される際には、それがもたらす格差や既得権益が指摘され、時に「戦争」、「リセット」、「ガラガラポン」を求める主張が出されることもあります。太子堂先生は、そうした傾向に一定の理解を示しつつ、それでも、現在の社会で何かを獲得できない人たちが、より過酷な「戦争状態」で果たして生きていけるのか、また、現実社会への不満から急激に理想社会を求めるあまり「ディストピア」に陥ってしまうのではないかと疑問を投げかけます。むしろ、競争社会において「潰し合い」でない別の理念を発見することこそ、現在の社会に求められていることである、と太子堂先生は主張します。

さて、競争社会の進展が共同体や伝統などの価値観を破壊してしまう、という考え方は、遡れば、産業革命勃興期の18世紀英国において盛んに論じられた「富と徳」問題の中にすでにみられたものです。太子堂先生は、結局、実際に競争を支える「制度」から完全に「降りる」ことが不可能であるとの認識に基づき、競争それ自体から「降り」ずに、そこに積極的意義をみいだせるか、という問題を英国思想史を手がかりに考察します。たとえば、「利己心」が社会を発展させる、というマンデヴィルの指摘は、「利己心」に左右されがちな一般人の存在を承認したものである、とも考えられ、さらに、ヒュームやアダム・スミスのように、豊かさがもたらす向上心をも勘案すれば、競争によって社会を豊かにすることができる、とも考えられます。また、スミスは、『道徳感情論』の中で、「まねること(emulation)」としての競争の意味を強調し、「潰し合い」ではない相互繁栄の手段としての競争を説いており、競争を、勤勉の徳、共感、フェアプレイの精神と不可分の形で捉えることが可能です。太子堂先生はそう述べた後、格差社会の問題は、競争にあるのでは

なく、自分たちを「負け組」と定める自己認識にあるのではないかと指摘します。そうした自己認識を私たちにもたせる要因として、一元化された価値の絶対視、および、あらゆる競争から「降りられない」という考えがある、と太子堂先生は推測します。ハイエクの議論に言及しながら、太子堂先生は、競争それ自体から「降りる」ことはできなくても、ある競争から「降りて」別の競争へと移ることはできる、と論じ、複数の基準をもつ幾多の競争を「降りて」いく中で自分自身のあり方をみいだして行くことにこそ、競争の最大の目的がある、と主張しました。このように、競争の積極的意義は、一回限りでなく「降りて」もまた別の競争に参入できる、やり直しがきくことを保障している点にある、と述べられた後、講演が締めくくられました。(文責 | 奥田太郎)

第三回懇話会

2010年10月9日(土)

南山大学名古屋キャンパスJ棟1階特別合同研究室
ジェノサイドや民族浄化といった悲劇に際し、国際社会は武力を行使してでも、悲劇を防ぐ責任を有する、という「保護する責任」の主張には、「正しい」軍事介入がありうるという主張が含意されています。しかし、軍事介入の多くは無辜の人々を傷つけるものであり続けてきました。果たして「正しい」介入はありうるのでしょうか。あるとすれば、いかなる条件のもとに「正しい」と言えるのでしょうか。今回の懇話会では、こうした平和をめぐる難問を解きほぐす糸口を求めて、立命館大学ポストドクトラルフェローの池田丈佑先生、ならびに、北九州市立大学非常勤講師の千知岩正継先生をお招きして、「介入の正しさー「善」と「悪」の境界線を問う」という統一テーマのもと、ご講演いただきました。

第1報告

池田丈佑先生(立命館大学)

「庇護から保護へー他者救援をめぐる倫理観の転換と国際社会の受容」

第2報告

千知岩正継先生(北九州市立大学)

「保護する責任を司る「正当な権威」の条件ー国連安保理VS「民主主義諸国の協調」

*上記2つの報告に関する詳細は、「保護する責任」研究プロジェクト活動報告(25頁より)をご参照下さい。

第四回懇話会

2010年11月27日(土)

南山大学名古屋キャンパスJ棟1階特別合同研究室

ジョン・ミドルトン先生(一橋大学)

「オーストラリアにおける陪審制とアザリア・チェンバレン事件」



ミドルトン先生はこの講演の中で、オーストラリア法史上最も論争的な事件とされるアザリア・チェンバレン事件の概要を、オーストラリアにおける陪審制の観点から紹介しました。

事件は、1980年8月、牧師のマイケル・チェンバレンがその妻リンディーと4人の子どもを連れて、ウルル国立公園のキャンプ場に宿泊していた夜に発生しました。リンディーが末娘のアザリアを寝かしつける際に、アザリアをテント内に残し、自動車にある缶詰を取りに少しの間テントから離れて戻ってくると、テントからディンゴ(野犬)が出てきました。リンディーは、ディンゴを追い払ってテントに入ると、アザリアの姿が見当たらないことに気づきました。キャンプ場の人々や公園の警備隊、警察がただちに捜索しましたが、ディンゴの足跡とテントの中の血痕と唾液が発見されただけでした。

その後、チェンバレン夫妻はメディア報道のインタビューを受けることとなりますが、我が子を失ったにもかかわらず多弁で、自信過剰で、冷静である、という印象を与えることとなります。また、チェンバレン家の宗教的背景に対する誤解から、犯人ディンゴ説を疑い、謀

殺説を語る人が現れ始めました。チェンバレン夫妻が心の支えとした宗教的実践は、それに懐疑的な多くの国民に、疑い、嘲り、軽蔑をもって受け取られたのです。その後、二人に対する数多くの噂が流れましたが、その多くは、警察によって流され、無責任な報道機関によってオーストラリア全土に流布することになりました。

第一回の検屍審問では、ディンゴ説を支持する結論が出されましたが、北部準州最高裁判所の裁判官はそれを破棄し、検屍審問のやり直しを命じました。そして、第二回の検屍審問では、リンディーによる謀殺という逆の結論が出されました。こうして1982年9月、「世紀の裁判」が始まります。裁判の冒頭では、陪審に対して、この事件は先例がないほどよく公表されているので、噂や先入観に惑わされないようにという注意が与えられました。

訴追側は、徹底的にリンディーによる謀殺説を主張し、証拠も提出しましたが、その大部分は専門的すぎて陪審員にも報道機関にもほとんど理解されえず、結果として、報道機関は誤った情報を流し、陪審員たちは、難解な証拠の理解のためにそうした新聞記事を読んで判断することになりました。その結果、陪審は有罪判決を下し、リンディーは無期懲役の実刑に処され、マイケルは懲役18ヶ月、執行猶予3年に処されました。二人は上訴しますが、陪審の誤認が立証されていないという理由で連邦裁判所にこれを却下されてしまいます。

しかし、1985年に弁護士の手によって『邪悪な天使』という本が出版されると、一般の人々は徐々にリンディーの無実を信じ始め、テレビレポーターの中にも、裁判までのプロセスの杜撰さ、証拠の疑わしさを知る者が現れ、『アザリアー証拠の問題』と題するドキュメンタリが制作されました。そんな中、1986年2月に、英国人観光客がエアズ・ロックの麓で死んでいるのが発見され、同時に、ディンゴによって荒らされた現場近くからアザリアのカーディガンが発見されました。この重要な証拠の出現により、リンディーは釈放されました。

その後、王立調査委員会が設置され、事件と裁判が検証されることになり、その報告を受けて、北部準州政府はチェンバレン夫妻に恩赦を与えましたが、二人は無罪を要求しました。その結果、有罪判決を破棄させるための手続きを定めた1987年刑事法典修正法が制定され、ついにチェンバレン夫妻は無罪となりました。

このように事件の経緯を詳細に述べた後、最後に、ミドルトン先生は、この事件が先例となって、オーストラリアは以前よりも公平な社会になり、また、この事件の

判例やこの事件を契機に制定された法律が今後の冤罪事件に有効に機能するだろう、と評価し、講演を締めくくりました。(文責 | 奥田太郎)

第五回懇話会

2010年12月4日(土)

南山大学名古屋キャンパスJ棟1階特別合同研究室

小谷由美先生(日本女子大学大学院)

「田中耕太郎の人格概念—普遍的なるものを想定する教育観—」



小谷先生はこの講演の中で、昨今では注目されることが稀な教育基本法と、その第一条の「教育の目的」について深く関わった田中耕太郎の思想について考察し、そこに示される人格概念を明らかにしようと試みます。

まず小谷先生は、戦後の日本社会においては、戦時期までの教育を改めて、新しい時代にふさわしい教育理念を定めることが緊急の課題であり、そのために集められた第一特別委員会のメンバーの半分はキリスト者であった、と述べます。カトリック信者であり、ネオ・トミスト的な自然法学者であった当時の文部大臣、田中耕太郎もまたそのうちの一人でした。田中は、委員会で出された「人間性の開発」を目指し」という文言を退け、現実の人間を意味する「人間性」ではなく理念としての「人格」を用いるべきであると述べ、結局、それが採択されました。田中が「人格」に倫理的な性格をもたせ、人間が社会的動物であるという事実の承認を前提とするものである、と考えているのに対して、たとえば2006年の教育

基本法改正当時の小坂文部科学大臣は、科学的に解明された子どもの能力を発展させることを「人格の完成」と考えており、この二つの人格概念の違いが、戦後教育史にどのような意味をもたらしているかに関心がある、と小谷先生は自身の問題関心を述べました。

さて、小谷先生によれば、日本における「人格」という語は、明治政府の指導者らによって "personality" の訳語として考案され、カントの人格教育学を前提として導入され、そこに哲学者の井上哲次郎らが道徳的な意味合いを加えることになり、修養主義・教養主義的な実践へとむすびつきました。田中耕太郎もこうした歴史の中で「人格」を捉えていたと思われます。

また、田中は、大正末期から昭和初期の社会的風潮が、普遍的な価値の存在を認めない「思想的アナーキー」に陥っていると診断していました。それがもたらしたマルクス主義と国家主義に対して田中は批判的であり、西洋の伝統的保守思想であるカトリシズムの自然法によって対抗しようとした、と小谷先生は指摘します。田中は戦前から戦時期を通して、普遍原理から逸脱したものを批判し、多様な人間的事象を自然法という一つの原理のもとに統一的に理解しようとする一貫性を維持してきました。他方で、日本の思想界が戦前と戦後で、極端な国家主義から極端な民主主義へ、極端な保守から極端な革新へと大きく変化したため、田中は、戦前・戦時期には、反体制だと批判され、戦後には、保守反動だと批判されることになった、と小谷先生は論じます。

小谷先生によれば、田中の姿勢は、教育勅語に対しても、教育基本法に対しても一貫しており、その背景には、道徳は国が命じるがゆえに善なのではなく、国家より以前に国家を離れてそれ自体が善であり、法律で定めうるのは社会生活に必要な最小限の道徳にすぎない、という思想があります。それゆえ、教育の目的を法律によって示すことには問題がある、と考えられていたのです。それにもかかわらず、田中が教育基本法の構想を手がけたのは、戦後の教育理念の喪失した空白状態に対処するためであり、民主主義国家であって、民主主義を教える教育ではなく、民主主義の原則に適った仕方でも理想的人間像を追求する教育が行われるように目的設定を行うためでした。そこで重視されたのが、個々人に備わる多様な個性とは区別された、全人類に共通・普遍的なものとしての人格でした。田中は、教育が目的とする人間を「全人（全一的な人間）」とし、教育によって特殊な類型の人間を形成しようすることに反対します。また、田中の示す教育観を下支えするのは、経験的

なものではなく、宗教的なものでした。

こうした議論を踏まえ、小谷先生は最後に、戦後の公教育において知識教育が重視され、宗教・道徳教育が制限されてきたことは、新しい人間の特性を育てる教育の主張ではあったが、教育をめぐる議論の中で公と私の問題や畏怖の念などが取りざたされる昨今であって、田中が示した普遍的な価値観に基づく教育観から学ぶべきところは多くあるのではないかと述べ、講演を締めくくりました。（文責 | 奥田太郎）

第六回懇話会

2010年12月10日（金）

南山大学名古屋キャンパスJ棟1階特別合同研究室

北村 厚先生（九州大学）

「パン・ヨーロッパ論における非ヨーロッパ―「ヨーロッパ」地域の近代を問い直す」

＊詳細は、「公正と平和」研究プロジェクト活動報告（28頁より）をご参照下さい。

第七回懇話会

2011年1月21日（金）

南山大学名古屋キャンパスJ棟1階特別合同研究室

佐藤史郎先生（京都大学）

「核兵器の使用と倫理―ヒロシマとナガサキのリアリズム」

＊詳細は、「公正と平和」研究プロジェクト活動報告（28頁より）をご参照下さい。

第八回懇話会

2011年1月23日（日）

南山大学名古屋キャンパスJ棟1階特別合同研究室

核兵器によって被曝した人々は、日本に限らず世界中に存在しています。しかし、そうしたすべての被害者を一括りに「救済を待つ弱者」と捉えることは果たして妥当なのでしょうか。実際には、いわば「ヒバクシャのパースペクティヴ」に立ったときに初めて見えてくる、ほぐしようもなく纏れた問題状況の中に生きるしなやかでしたたかな人々の姿があるのではないのでしょうか。今回の懇話会では、「ヒバクシャのパースペクティヴ」に潜り込んで事柄の真相に迫ろうとする二人、三重大学研究員の竹峰誠一郎先生、ならびに、中京大学特任研究員の中原聖乃先生をお招きして、「ヒバクシャのパースペクティヴ―当事者性のもたらす光と影」という統一テーマのもと、

ご講演いただきました。

第1 報告

竹峰誠一郎先生（三重大学）

「視えない核被害—可視化するアプローチを求めて」

第2 報告

中原聖乃先生（中京大学）

「ロングラップ環礁再定住計画の問題と展望」

＊上記2つの報告に関する詳細は、「公正と平和」研究プロジェクト活動報告（29 頁より）をご参照下さい。

第九回懇話会

2011 年 1 月 29 日（土）

南山大学名古屋キャンパス本部棟 3 階第三会議室 A・B

人文学におけるデジタル技術の応用は、1949 年のトマス・アクィナスの用語索引に始まると言われ、コンピュータの歴史とほぼ同じくらいの歴史があります。パーソナルコンピュータの登場、インターネットの普及により、その状況は著しく変化し、2000 年代に入ると Digital Humanities という言葉で人文学のデジタル化についての包括的な議論の場が形成されるに至りました。今回の懇話会では、人文情報学研究所所長の永崎研宣先生、ならびに、大阪大学大学院言語文化研究科准教授の田畑智司先生をお招きして、「デジタル技術がみせる人文学の未来—Digital Humanities の現在—」という統一テーマのもと、ご講演いただきました。

第1 報告

永崎研宣先生（人文情報学研究所）

「Digital Humanities のこれまで」

永崎先生はこの講演の中で、Digital Humanities と呼ばれる動向が最近ヨーロッパを中心に広まりつつあり、日本でもこれに呼応した動きがある状況を受けて、それらがどこから来て、現在どのような状態にあるのかを概説しました。

永崎先生はまず、デジタルメディアとの関連で捉えた人文学の現状としては、デジタルメディアの普及による紙メディアの相対的な役割低下、および、デジタルメディアの活用への社会的要請が要点であると述べます。デジタルメディアの普及により、人文学をとりまく産業構造が大きく変容する中、人文学研究者には何ができるのか。

これが今後の大きなテーマの一つである、と永崎先生は指摘します。永崎先生によれば、そうした産業構造の変容にとどまらず、記述や表現の可能性の拡大、デジタルデータ化やウェブ上のコンテンツ増大による研究対象領域の拡大、大規模コーパス（文例データベース）の登場もまた、今後の人文学に大きなインパクトを与えることが予想されます。こうした状況に対応するべく、人文学にも、データをコンピュータで解析するというデータサイエンスの側面が要求されることになります。

こうしたことは、実は、1949 年にトマス・アクィナスのデジタル語彙集作成プロジェクト構想の頃から論じられてきたことだった、と永崎先生は指摘します。1960 年代のザナドゥ構想が出された頃には、ネットワーク上のデジタル図書館の構想も論じられており、70 年代には人文学にコンピュータを応用するという考えもあり、そうした蓄積が、実際のウェブテクノロジーの進展によって現実性を帯び始めたということのようです。学会もまた、1970 年代頃から、人文学とコンピュータの可能性を探ってきた経緯があり、現在の動きはそうした流れを受けた人文学デジタル化の潮流の再編であると考えられる、と永崎先生は述べます。また、デジタル化に際して人文学の方法論的再考が促され、伝統的な徒弟制度からの脱却とそれゆえの困難さに直面することにもなると指摘します。さらに、学際化と国際化が構造的に要請され、それに伴い、データを扱う様々な共通のルール の策定が課題となっている、と永崎先生は指摘します。

最後に永崎先生は、こうした潮流の中で、日本においても徐々に公的な研究資金が投入されてきてはいるが、日本語のデータ処理が難しいがゆえに海外と接点もち



にくかった経緯があり、今後はそれを乗り越えて連携していかなければならない、と述べ、講演を締めくくりました。(文責 | 奥田太郎)

第2報告

田畑智司先生 (大阪大学)

「カナダにおける Digital Humanities—TAPoR の紹介を軸に」

田畑先生はこの講演の中で、Digital Humanities を構成している中核領域の一つである電子テキスト分析研究について説明しました。田畑先生によれば、電子テキスト分析研究は、計量的な物差しを使ってテキストの言語的特徴を特定し、テキストの形式や内容の類型化、著者の特定・判別、文体の記述などを行う分野で、Digital Humanities の中でも比較的古い歴史を有しています。田畑先生は、電子テキスト分析研究を支援するインフラ構築の事例として、カナダにおける TAPoR の先進的な取り組みを紹介します。

Digital Humanities 関連学協会の傘組織 ADHO は三つの学協会で構成されており、そのうちの一つがカナダの国内組織 SDH-SEMI であることに象徴されるように、カナダでは Digital Humanities が積極的かつ精力的に推進されています。そうした組織がカナダでつくられるに至った理由として、田畑先生は、カナダにおける人文学研究の実証主義的な伝統を挙げます。たとえば、20 世紀の言語研究史を振り返ると、米国で 1950 年代後半にチョムスキーを嚆矢とする理論言語学が台頭し、それ以降、理論志向が強まった中で、カナダでは比較の実証主義的な言語研究の伝統が根強く守られていました。そうした伝統のもと、カナダでは、古英語文献をサンプリングした電子テキストデータベース (トロント・コーパス) が編纂され、その副産物として、古英語コンコーダンス (KWIC 形式で特定のキーワードを中心に前後の文脈を一覧表示する用語索引) も作成されたそうです。電子テキスト分析では、言語分析ソフトウェア TACT が開発され多くの研究者に利用されることとなりますが、1980 年代の GUI の登場により廃れ始めました。田畑先生によれば、それに変わる 21 世紀のコンピューティング環境に相応しいツールを開発しようとして生まれたのが TAPoR です。その一つである TAPoRware の特徴は、特定の OS による制約を受けない Web インターフェイスのプログラムとしてデザインされている点にあります。

一通り説明を終えた後、田畑先生は、歴代米国大統領



就任演説を題材にしてツールのデモンストレーションを行いました。ウェブ上に公開された就任演説のテキストを TAPoRware に分析させ、ビジュアル化された解析結果が幾つか示されました。

最後に、TAPoRware に代表されるデジタルツールの特徴について、(1) デジタルツールの出力は人間の分析に取って代わるものではないこと、(2) デジタルツールの使用により分析者の思惑に関係なく現実が映し出されるという利点があること、(3) デジタルツールにより「読み」の変革が生じること、が指摘され、講演が締めくくられました。(文責 | 奥田太郎)

第十回懇話会

2011 年 2 月 17 日 (木)

南山大学名古屋キャンパス A 棟 5 階 A51 教室

鈴木 真先生 (南山大学・名古屋大学)

「善悪を知ることとはできるだろうか?—道徳的直観の哲学的・経験的検討—」

鈴木先生はこの講演の中で、道徳的知識というものを得ることができるのか、とりわけ、道徳的直観を使って道徳判断が正しいか否かを知ることができるか、について論じました。

鈴木先生はまず、正しい道徳の存在を緩やかな仕方で認める自身の立場を提示します。すなわち、正しい道徳が備えるべき条件として挙げられる客観性、非相対性、動機の内在性、優先性といったものをすべて厳密に兼ね備えていなくても、それらをそこそこたくさん満たして

いれば、それを広い意味の道徳と呼ぶ、という立場です。鈴木先生は、この立場に基づき、正しい道徳があるとするれば、それはどうやってわかるのだろうか、と問います。鈴木先生はこれに対するアプローチとして、(1) 自然主義的アプローチ、(2) 整合主義的アプローチ、(3) 直観基盤的アプローチの三つを掲げ、(1) と (2) を退け、(3) を支持します。

(1) は、道徳とは無関係の知識や事実だけから論理的推論によって道徳的知識を導こうとするアプローチですが、道徳言明を非道徳言明から演繹論理で導くことが原理的に可能であることを認めたとしても、厳密な推論のためには道徳とそれ以外のものを結ぶ架橋原理が必要であり、その架橋原理は道徳言明であって、その立証の段階でどうしても直観が入り込まざるを得なくなる、と鈴木先生は指摘します。また、(2) は、道徳判断と非道徳判断がうまくかみ合って一つの体系をなしているとき、そのグループに属する各判断を正しいとみなすアプローチですが、結局のところ、そうした整合性を評価する際に直観が入り込まざるを得なくなるため、残るのは (3) のアプローチということになります。

鈴木先生によれば、(3) では、道徳判断と通常の知覚との違いを認めた上で、知覚が普通の事物についての判断に対してするのと同じような支持を道徳判断に与えるような洞察、すなわち道徳的直観があると考えます。この道徳的直観が道徳判断の正しさの証拠となるわけです。鈴木先生は、直観を、(a) ある判断を下す傾向の現れとしての心的態度であり、(b) その心的態度をもっていることの原因は意識の上ではマークされていない、という2つの条件を満たすものと規定します。そのうえで、鈴木先生は、直観は道徳原理や判断を知るために本当に使えるのか、と問います。これまで哲学者たちは科学研究なしに直観について吟味してきましたが、直観がどのような源に由来するのかを科学的に解明しなければ、どのような直観が道徳判断の証拠として相応しいのかはわからない、と鈴木先生は指摘します。

最近では、情動が私たちの直観に与える影響などが科学研究の対象になり、いろいろなことが解明されてきていますが、鈴木先生の見立てでは、現在の研究で調べられている道徳的性質は限られていること、また、一般的な原理や理論に関する直観はまだ研究対象になっていないこと、さらに、架空の事例に対する直観を調べるにとどまっていること、といった限界があります。これらが今後の課題として期待される、と鈴木先生は指摘しまし

た。

最後に鈴木先生は、直観の信用度の評価について論じました。直観の信用度は、その場限りの感情や仲間集団からの圧力などによって歪められずに直観の対象を正確に認識できていること、言葉の意味や概念を正しく把握できる概念と認知の能力をもっていること、普遍化可能性条件を満たすこと、整合性があること、といった条件を満たす度合いに左右されるということです。今後は、これらの条件を含む直観の源に関する科学研究と、直観の対象である道徳的性質に関する哲学的研究がともに発展することが望まれる、と述べられ、講演が締めくくられました。(文責 | 奥田太郎)



第一回研究会

2010年10月13日(水)

南山大学名古屋キャンパスJ棟1階特別合同研究室

大庭弘継先生(南山大学社会倫理研究所)

「保護する責任は倫理的か?—スレブレニツァでの意思決定を巡る「正しさ」の揺らぎ」

*詳細は、「保護する責任」研究プロジェクト活動報告(27頁)をご参照下さい。

活動報告

「ガバナンスと環境問題」研究プロジェクト活動報告

南山大学社会倫理研究所は2009年度から「ガバナンスと環境問題」をテーマとする研究プロジェクトを進めており、2010年度は5月29日に開催したシンポジウムのほか、フィリピンとオーストラリアでの現地調査、並びに35年もの間フィリピンで農村開発に携わってきた森林農業指導者を研究所に一週間招聘し、その活動に関する取材を行った。

シンポジウム「誰が環境問題について考えるのか」

5月29日に開催したワークショップのテーマは「誰が環境問題について考えるのか—環境政策における地域レベルの視点と取り組みの重要性」であった。本プロジェクトは、このシンポジウム以前から、地域社会の役割や政策決定のプロセスへの参画に着目してきた経緯がある。例えば、2009年に開催した、国際環境条約を取り上げる国際会議で浮上した課題の一つは、グローバルな取り組みとローカルな取り組みの相互関係についてであった。環境問題への対応においてローカルな取り組みが重要であるが、しかしながら、この取り組みが国家レベル、あるいは国際レベルでのより大きな取り組みによって、押しつぶされることがしばしば生じるという、いびつな関係についての指摘であった。その一因として、エコロジストや政策決定者が、ローカルなレベルの人たち(農夫等)



を信頼しないということも、会議で話題になった。

もちろん、ガバナンスと環境問題というテーマに取り組むには、地域社会の視点と役割をどう評価するか、そして、地域社会の取り組みを環境問題というより大きなプロセスとどう関連付けるか、という課題は避けて通れない。なぜなら、地域レベルの生活の中で人々が身近な自然環境にどう関わっていくのかによって、温暖化、生物多様性の減少、砂漠化などの地球規模の問題が直接かつ大きく左右されるからである。したがって、国家レベルや国際レベルの取り組みが地域レベルにどのように影響するか、また、地域レベルの視点を国家レベルや国際レベルの取り組みにどのように取り入れるかは重要な課題となる。

そこで、2010年5月29日の「誰が環境問題について考えるのか」を題材して開催されたシンポジウムでは、四つの事例(先進国の事例二つと発展途上国の事例二つ)を取り上げた。それによって、(1) 地域レベルの取り組みの不可欠さとその有効性、および、その問題点を明確にし、(2) 国家レベルや国際レベルの取り組みがどのように地域レベルの取り組みを妨げてしまうのかを確認し、(3) どのようにすれば地域レベルの取り組みをよりよく活か



し、より広いプロセスに関連付けることができるかを検討し、地域レベル、国家レベル、そして国際レベルのより効果的な連携を築くための道標を得ることを目指した。

先進国の二つの事例は当時立教大学社会学部現代文化学科（現在大阪府立大学 21 世紀科学研究機構エコサイエンス研究所）の福永真弓先生（「日本における流域の地域社会型資源管理の可能性」）と執筆者である南山大学社会倫理研究所のマイケル・シーゲル（「豪ブーマヌマナ・ランドケア・グループの取り組み、実績、および問題意識」）が紹介し、発展途上国の二つの事例は総合地球環境学研究所の小泉都先生（「生物多様性条約の目的を実現するために地域社会を理解するーボルネオの狩猟採集民の生活と文化の現実」）と岡山大学環境学研究科の生方史数先生（「制度設計と自生的進化ータイの共有林管理の事例から」）が紹介した。コメンテーターは滋賀県立大学環境科学部の高橋卓也先生、南山大学総合政策学部の石川良文先生、ならびに、名古屋市立大学大学院経済学研究科の香坂玲先生に務めていただいた。

小泉先生はマレーシアのサラワク州の森林地帯を取り上げ、生物多様性条約における、発展途上国や地域社会への配慮について述べた。そのうえで、ボルネオの森林生活者を事例とし、条約の効力と効果の限界を指摘し、環境に配慮した開発のインセンティブと、その一環としての地域社会のエンパワメント、開発を目指す政府や企業と地域社会との間の意思疎通、および地域社会への選択の余地の保証の必要性を結論として導き出した。

生方先生はローカルな視点と取り組みの重要性を強調する文脈の中で、多くの場合、地域社会がその資源を管



理する慣習があり、そういった慣習を生かすような参加型開発の重要性について述べ、それが実際に試みられている事例を取り上げ、そこで生じうる意識のずれ（特に行政と地域社会との間）、外部からの影響と自生の慣習の相互作用による変化の複雑さなどを取り上げ、地域社会は外部の影響に対応できる強さを身に付ける必要があると指摘する一方、現在では大変困難であるという状況について指摘した。

福永先生は米カリフォルニア州のマートル川流域と茨城県（特に津軽石川）の鮭漁業を題材に、前者の場合は地域社会の多様性、牧畜業者、環境運動家、そして行政といった関係者との関係と対立、後者の場合は伝統的な資源管理と現代の縦割り資源管理に関する考察をもとに、地域レベルでの合意に至らないとしてもある程度のまとまりが成り立っていること、地域住民による主導などの必要性などについて言及し、地域住民の福利や幸福を考慮に含めた対策の必要性について述べた。

執筆者は豪州ブーマヌマナという地方の例を取り上げた。この地域は 1840 年代からヨーロッパ系入植者が住み始め、雨の多い時期と旱魃の時期の不定の入れ替わりに対応するために、特に 1930 年代からダムと農業用水の設備の建築に取り組んだが、1970～80 年代には、地下水面の上昇とそれに伴う塩害によって、農地が被害を受けるようになった。当初は行政主導による解決を模索したが実らず、問題解決は困難と思われたが、地域の農夫自身が対策を講じて、問題解決に基本的には成功し





ている。これは、地域社会の主導によって、専門家そして最終的には行政の関与によって有効な対策を講じることができる可能性を示す一つの事例となった。

このシンポジウムで明らかになったことは、地域社会の視点や、環境問題に関する政策決定への地域社会の参加が重要であるという、当初想定していた予想をはるかに超えるものであった。シンポジウムの結論は、地域社会の充実自体が自然環境の保全や人間社会の持続可能性と切っても切れない関係にあるということである。現在の環境運動は、持続可能な社会や自然環境との協調の必要条件として、地産地消と循環型社会をしばしば提言している。この二つの思想は不可分の関係にあるといえよう。というのも、世界のある場所で生産されたものがまったく違うところで消費され、廃棄されていくなら、循環型社会は成立しない。地産地消は循環型社会成立の不可欠な条件である。よって地産地消が意味するところは、地域社会の充実やその強化とほとんど同義だといえる。

環境問題を考える際、酸性雨、オゾン層の破壊、などの汚染問題を主に考えるならば、地域社会の強化の必要性はそれほど強く感じられないかもしれないが、特に生物多様性の減少や砂漠化（食糧問題などに伴って、おそらくこれからの社会において重要性を増していく問題）は何よりも地域社会がその周囲の自然環境にどのように関わるかという点にかかっている。この二つの問題を意識すれば意識するほど、「環境保全イコール地域社会の充実」という考え方の重要性が見えてくる。温暖化の問題に関しても、農業や森林破壊が密接に関連していること

に思いを致せば、地域社会に環境問題が依存している面は大きい。

「ガバナンスと環境問題」研究プロジェクトのその他の活動

はじめに述べたが、上記のシンポジウム以外の主な活動は、フィリピンとオーストラリアへの現地調査とフィリピンで長らく活躍した森林農業指導者への取材である。いずれも、今後の研究の基盤づくりのためであるが、今後数年での結論や報告書を視野に入れている。

オーストラリアでの調査に関しては、ブーマヌーマナ地方の視察を行い、8月と12月の計2回実施した。ブーマヌーマナは塩害対策として著名な成果を上げた地域ではあるが、現在三つの問題が生じている。一つは、最近いたるところで起きている問題ではあるが、後継者問題で農夫が引退したあと、農場が売却され、次々と大農場に集約されてしまう等、いわゆる「地域社会」を根底から変容してしまうというものである。もう一つは異常気象（おそらく温暖化による気候変動による）である。例えば、昨年（2010年）の8月の時点で、長年続いた旱魃がようやく終わりをみて、農夫は豊作を見込んでいたが、12月には、多量の降雨によって、収穫ができないのではと苦悩するという状況となっていた。その上、国際的にも報道された2011年1月の洪水の原因となった大雨がその地域にも影響し、収穫は打撃を受けた。つまり、気候変動によって、農業および地域共同体がどのような影響を受けるかが問題となる。三つ目は、本来は協同できるはずの農夫



と環境運動の間の不信感である。これら三つの問題によって、地域社会のあり方と、地域社会が環境保全に貢献できるかどうかが大きく左右されるだろう。これらの問題は今後の研究課題である。

フィリピンでの現地調査、および、日本で行ったフィリピンの森林農業指導者へのインタビューは、内容上、相互に深い関わりをもっている。現地調査は、ルソン島アブラ集のマリブコン村で行われた。また、日本に招きインタビューを行った森林農業指導者は、オーストリア出身で、1975年から2010年までマリブコン村に住み込み、その農村開発に取り組んできたアロイス・ゴールドバーガー氏であった。ゴールドバーガー氏によれば、マリブコン村の住民は先住民族の人たちであり、伝統的に焼き畑農業を営んできたが、1970年代の後半に伐採の会社が活動を始め、それを契機に、大変複雑な形で人々の生活が変わり、貧困が増し、森林も破壊されていった、という。伐採が始まる前からの過程をすべて参考にして、新たな現地調査などを経て、地域社会の可能性と役割を探る事例として研究していく予定である。

「ガバナンスと環境問題」研究プロジェクトのこれから

2011年度の前半は、「経済と環境問題」にまず注目する予定である。7月16-17日に開催される準備研究会を中心に、11年度後半では、フィリピンのマリブコンとオーストラリアのブーマヌーマナにて新たな調査を実施する。

「経済と環境問題」を題材にするのは以下の理念に基づく。従来の環境運動には二つの対極的な傾向があったように思う。すなわち、「成長の限界」、「steady state economics」、ディープ・エコロジーなどのような考え方で、うわべだけでなく、現代社会を根から変えようとする傾向と、現代社会の基本形を保ちながら、自然環境への被害を抑えようとする傾向である。前者は、本当に実現すれば、環境問題の解決につながるだろうが、実際には、現在の社会の状況からあまりにもかけ離れており、実現不可能であろう。現在よく言われる地産地消や循環型社会も現在の社会においては実現不可能な理想論かもしれない。

後者の傾向は、逆に現代社会において実現可能な対策である（最近の国際条約COP会議の様子を見ると、本当に実現可能かと疑問に思わせる様子が多々ある）が、実現しても、実際に環境問題の解決になるか疑問に思うところがある。これらの対策は個々の問題を個別に取り上



げ、原因を見ず結果だけに注目するので、長期的な解決が導き出されるように思えない。

そこで、今の社会において実現可能で、しかも真の解決への一歩となる対策を求めなければならないと考える。よって、産業革命以降の経済に目を向け、地産地消や循環型社会がどこで崩壊を始めたのかを検討することで、環境問題に対し、より効果的で、かつ現実に実現可能である対策を提示する、あるいは少なくとも提示するためのヒントを得ることを目的にプロジェクトを推進していく。

なお2011年7月に開催される準備研究会は、問題提起のためのものであり、それを踏まえて、一年後、研究成果を報告するシンポジウムを開催する予定である。さらに二年後には、国際シンポジウムを開催する予定である。■

報告■ マイケル・シーゲル
南山大学社会倫理研究所第一種研究員

活動報告

「科学技術と倫理」研究プロジェクト活動報告

脳の働きを調べる技術や、脳に働きかける技術の進展によって、ここ二十年ほどのあいだに、脳科学は急速に進歩した。脳科学の進歩は、社会にさまざまな変化をもたらす可能性があり、近い将来生じるかもしれない社会的、倫理的な問題については、近年さかんに論じられている。

しかし、脳科学の発展にともなう問題は、それだけではない。脳にかんする不正確な情報や誤った情報の流通も、その一つである。近年では、マスメディアにも脳にかんする情報があふれているが、そのような情報のなかには、不正確な情報や誤った情報も数多く含まれている。では、脳にかんする不正確な情報が流通することには、どのような問題があるのだろうか、また、信頼できる情報と信頼できない情報を見分けるには、どうしたらよいのだろうか。

私は、このような問題関心を背景として、「ポピュラー脳科学の実態の分析と脳科学リテラシーの可能性にかんする研究」という研究題目で、科学技術社会論学会から2009年度柿内賢信記念賞研究助成金をいただいたことをきっかけに、研究プロジェクトを開始した。

研究プロジェクトの中心は、現在の脳科学ブームの実態とその問題点を明らかにし、問題の解決策を考えるということである。そこでまずは、さまざまな立場から脳科学ブームに関わっている方々に、脳科学ブームの実態についてお話をうかがうことにした。南山大学社会倫理研究所の協力で、このプロジェクトのための研究会を、社会倫理研究所のイベントとして開催できることになった。これが、2010年の5月から6月に開催されたシリーズ懇話会「脳科学ブームを考える」である。

5月21日に開催された第1回懇話会では、フリーライターの府元晶氏が、『『ゲーム脳』に見る、エセ科学の広まり方』という題で講演を行った。懇話会には41名が参加した。

講演ではまず、2002年の『ゲーム脳の恐怖』発売前後の時期に、「ゲーム脳」理論が新聞や雑誌などのマスメディアで紹介され、その後半年ほどの間に急速に知られていった経緯が紹介され、続いて、ゲーム脳理論と、その根拠となる研究の概要が紹介された。

講演者の府元氏は、何人かの専門家への取材に基づいて、2002年末に「ゲーム脳」理論批判の先駆となる検証記事を、インターネットの情報サイトに執筆している。講演では、この取材を通じて明らかになったゲーム脳理論のさまざまな問題点が紹介された。

「ゲーム脳」理論の問題点を指摘した府元氏の批判記事は、インターネット上でかなり大きな反響を呼び、「ゲーム脳」理論に疑問を抱く人々の共感を集めた。しかし、既存のマスメディアでは、「ゲーム脳」理論はその後も肯定的に紹介され続け、青少年による事件報道の際にも、(事実反して)犯人がゲームに熱中していたことが犯罪の原因であるという趣旨の報道が繰り返された。また、各地の小学校で「ゲーム脳」の危険性を警告する文書が配布されるといった現象も見られるようになった。「ゲーム脳」理論は、一般市民の間ではむしろ定着していったのである。

府元氏によれば、「ゲーム脳」理論が受け入れられていった背景には、一方では、ゲームに対する一般市民の漠然とした不安を「ゲーム脳」理論がうまく説明してくれたという事情があり、他方では、インターネットを情報源として利用する人とそうでない人の間にギャップがあり、インターネットを利用せず、既存のマスメディアを主な情報源としている人々は、「ゲーム脳」理論の問題性に気付くことができなかったということがあるという。

6月5日に開催された第2回懇話会では、大阪大学大



学院の藤田一郎教授が、「脳ブームの正体」という題で講演を行った。講演には 57 名の参加者があった。



講演では、まず、視覚のメカニズムを研究する脳科学者である藤田先生が、脳ブームについて発言するようになった経緯が紹介された。

つぎに、一例として、単純な計算や読み書きで脳を鍛えることができるという、いわゆる脳トレ理論の妥当性が検討された。脳トレ理論には、二つの根拠がある。一つは、単純な計算や読み書きによって脳が「活性化する」ということである。しかし、ここで言う「活性化」とは、脳のある部位の血流量が一時的に増加した(賦活した)ということの意味するにすぎない。そこから、単純な計算や読み書きによって脳の機能が向上するとか、日常的な意味で頭が良くなるということを、ただちに結論づけることはできない。脳トレ理論の第二の根拠は、認知症患者を対象とした学習療法研究の結果である。しかし、ここで脳トレ理論の根拠として挙げられる研究では、対照条件が適切に設定されておらず、テストの成績が向上した理由が、脳トレを繰り返したことにあるのか、それ以外の要因にあるのかは、明らかではない。結局のところ、脳トレが脳の機能を向上させるという主張には、確かな証拠はないのである。

最後に、ニセ脳科学情報が流通する現状についての考察があった。第一に、ニセ脳科学情報が流通する背景には、日本人が信頼性のない情報に寛容であるという事情があると考えられる。第二に、脳研究者は、自らの研究を進めるために研究費が必要であり、そのためには脳科学の有用性を国や世間一般に訴える必要がある。これらは脳科学に固有の問題というよりも、自然科学全般が抱える問題であり、ニセ脳科学、ニセ科学を一掃すること

は困難であると思われる。とはいえ、藤田先生の考えでは、脳研究者は誤った情報を是正する取り組みを進めるべきであり、マスメディアは発信する情報の信頼度をあげる努力が必要である。また、私たち個人個人は、世間で流通している脳に関する情報にたいして、少しでも理屈っぽい態度で接することが必要である。

6月11日に開催された第3回懇話会では、京都大学大学院の楠見孝教授が、「インチキ科学にだまされないために批判的思考力と科学リテラシーとを身につける」という題で講演を行った。懇話会には 44 名が参加した。

講演では、まず、疑似科学の特徴付けや分類が説明された。楠見先生によれば、疑似科学はその対象によって決まるものではなく、検証の手続で決まるものであり、科学と疑似科学の境界は明確ではない。

つぎに、疑似科学にだまされないために必要な能力として、批判的思考力と科学リテラシーについての説明があった。批判的思考とは、他人を批判するというのではなく、自分の思考を反省的に吟味することである。また、科学リテラシーとは、基本的な科学技術用語や概念の理解、科学的手法や過程の理解、科学政策にかんする問題の理解からなる能力であり、市民生活に必要な能力である市民リテラシーの一部をなすものである。



批判的思考力を身につけるためにはどうしたらよいのか。楠見先生からは、3つの重要なステップ、問題や議論を明確化すること、推論の土台を検討すること、根拠から結論が導けるかを確認すること、について説明があった。

批判的思考力は、どのように教えることができるのだろうか。ポイントは、具体的場面における問題解決過程の中で批判的思考力を身につけさせるほうが効果的だと

いうことである。楠見先生によれば、学校教育やマスメディアというルートが利用できない人でも、日常生活の中で立ち止まって物事を考えてみる習慣や、身の回りの人と議論する習慣を身につけることによって、批判的思考力を高めることができるという。

このシリーズ懇話会を通じて、脳科学ブームをとりまくさまざまな問題が浮き彫りになった。たとえば、世間に流通している脳にかんする情報については、一般の人々と専門家のあいだで、その評価にかなり大きな隔たりがあることがわかった。脳研究者や脳研究に関連する諸分野の研究者は、一般の人々に向けて正確な情報を発信することにいっそうの努力を傾ける必要があるだろう。また、科学にかんする信頼できる情報とそうでない情報を見分けるためには、批判的思考力や科学リテラシーが重要だが、どのようにしたら一般の人々がこれらの能力を身につけることができるのかは明らかでない。科学リテラシーは、科学の個別領域にかんする知識とは異なり、本を読んだり講義を聴いたりするだけでは身につかないように思われるし、また、この能力を高めるには長い時間がかかるように思われる。一般の人々が必要最低限の科学リテラシーを身につけるためには、どこで何をどのような形で学んだらよいのかという問題は、脳科学にとどまらず、科学一般と社会の関係を考えるうえで、きわ

めて重要な問題だろう。

シリーズ懇話会で見つかったさまざまな課題をふまえて、私自身はその後にも研究プロジェクトを進めていった。そして、プロジェクトの終了にあたって、社会倫理研究所の創立 30 周年イベントの一環として、研究プロジェクトの総括となるシンポジウムを開催できることになった。これが、12 月 11 日に開催されたシンポジウム「**脳科学とどうつきあうか**」である。このシンポジウムには、68 名が参加した。

シンポジウムでは、3 人の提題者が講演を行った。まず、南山大学文学部の鈴木貴之が、「**インチキ脳科学はなぜ危険なのか**」という題で、科学哲学・科学論の観点から、脳科学ブームの現状と問題点を論じた。講演では、はじめに、脳科学ブームの現状や、実際にどのような本が出版されているのかが簡単に紹介された。次に、インチキ科学一般とインチキ脳科学を対比しつつ、インチキ脳科学にどのような問題があるかが論じられ、インチキ脳科学はまっとうな脳科学と連続的であり、それゆえさまざまな社会政策に取り入れられる可能性があり、影響が大きいという点に、インチキ脳科学の特殊性と問題性があるということが指摘された。最後に、インチキ脳科学にだまされないために何が必要かということについて、一



方で、脳科学研究者は、一般市民に向けた情報発信にいつそうの努力が必要であり、他方で、一般市民は、最低限の科学リテラシー、とくに、個別の科学的知識ではなく、科学の基本的な考え方を理解する必要があるということが指摘された。

次に、信州大学人文学部の菊池聡准教授が、「疑似科学という信念と錯誤—心理学からのアプローチ」という題で講演を行った。菊池先生によれば、超常現象や疑似科学を信じてしまうことは、ある意味では人間の心のメカニズムにとってごく自然なことである。講演では、このことが、確証バイアスの実験などを通じて説得的に説明され、また、現在流通している疑似科学の多くが、実際に確証バイアスによって説得力を持つように見えるものであるということが明らかにされた。さらに、確証バイアスに陥らないようにするためには、 2×2 のマトリックスによって、二つの事柄に関係があるかどうかを調べる必要があるという説明があった。最後に、とはいうものの、確証バイアスをはじめとする心のメカニズムは、われわれが生きていく上で有用なものでもあり、この種のバイアスをなくすことはきわめて困難であるということ、また、それゆえに、バイアスに陥らないためには、ある意味で非常に不自然な思考法を意識的にとる必要があるのだ、という指摘があった。

最後に、大阪大学大学院生命機能研究科の藤田一郎教授が、「脳ブームの迷信—虚構の指摘に勇気がなぜ必要か?」という題で講演を行った。講演ではまず、二セ脳科学はときに社会的弱者にとってきわめて有害であり、また、まっとうな脳科学の信頼を損なうことにもなるため、放置できない問題であるということが指摘された。次に、藤田先生自身の体験をもとに、二セ脳科学の問題を指摘する活動には、研究時間を奪われるというリスク、研究者としての信頼を損なうというリスクなど、さまざまなリスクがあるという説明があった。しかし、藤田先生によれば、二セ脳科学の問題を指摘するという活動は、活動の重要性を自覚し、ある程度の時間と労力を割く覚悟さえあれば、十分に可能なものであるという。最後に、脳科学が社会とより健全な関係を築くためには、脳研究者は研究成果を社会にわかりやすく伝えたり、間違った情報を正していったりすることが必要であり、マスメディア関係者は、情報の信頼性を高める努力が必要であり、一般市民は、少しでも理屈っぽくなる必要があるという指摘があった。

シンポジウムでは、インチキ脳科学を放置しておくこ



とは問題だということについて、三人の講演者の意見は一致した。しかし、インチキ脳科学に大きな直接的な害がないとしたら、なぜインチキ脳科学を放置してはいけないのか、あるいは、雑誌に星占いの記事が載っているのは放置してよいが、インチキ脳科学を放置していけないのはなぜなのかということについては、さらに踏み込んだ考察が必要であることがわかった。また、菊池先生が指摘されたように、疑似科学を信じる心のメカニズムが極めて根強いものだとするれば、いくら理詰めでも考えたり、説得したりしても、疑似科学を信じている人に、それを捨てさせることは難しいのかもしれない。ではどうしたらよいのかということも、課題として残された。

シリーズ懇話会とシンポジウムの講演内容は、脳科学とのつきあい方、科学と社会の関係を考えるうえで、さまざまなヒントを与えてくれるものである。本研究プロジェクトをきっかけに、この問題について、一人でも多くの人に一緒に考えていただければ、企画者としてこのうえない喜びである。■

報告 ■ 鈴木 貴之

南山大学社会倫理研究所第二種研究所員
南山大学人文学部人類文化学科准教授

活動報告

「保護する責任」研究プロジェクト活動報告

「保護する責任」は、ジェノサイドや民族浄化といった凄惨な悲劇に対処することを目的とした国際政治上の新たな「規範」である。「保護する責任」はまず第一に、ジェノサイドや民族浄化といった悲劇の生じた当該国家が人々を保護する責任を担う、とする。第二に当該国家が人々を保護する責任を果たせない、もしくは当該国家自身が迫害者ならば、当該国家に代わって国際社会が人々を保護する責任を担う、とする新たな「規範」である。

この「規範」は、「介入する権利」VS「内政不干渉の原則」という人道的介入の論争を止揚したと指摘できる。1990年代、人道的介入を巡っては、悲劇に対し「介入する権利」があるとする立場と、介入は国際秩序を危うくするとして主権絶対の原則を支持する立場との間で論争が存在した。権利には責任が伴うというロジックでこの論争を解きほぐしたのが、保護する責任であるといわれる。

しかし「保護する責任」はあらゆる問題を解決する「魔法の弾丸」では決してない。なぜなら国際共同体という政治的な実体が存在するわけでもなければ、「他者の悲劇」に対し好んで自国民たる兵士を犠牲に捧げようとする国家も数少ないからである。また概念的に明瞭な「保護」も、実践においては何を意味するのか不明瞭となってしまう。

しかし、この「保護する責任」の不完全さをもって、不要と断じるのは事実の誤謬であろう。国連安保理決議にある「国際の平和と安全への脅威」という文言よりも、遥かに鋭く、遥かに浸透力があるタームとして、「保護する責任」は国際世論への訴求力を持つからである。「保護する責任」は一つの結節点である。今後「保護する責任」という名前は消えうせ、新たな射程と名前を有した「規範」が生じるかもしれない。その意味で「保護する責任」は、限界と課題を抱えながらも、現在も批判を受けつつ改善を繰り返す、生きた「規範」といえるだろう。

この生きた「規範」を生かし続け、新たな「規範」を生み出し浸透させるためにも、「保護する責任」に潜む問題点や可能性を批判的・建設的に検討していくことは不可欠である。この認識に立ち、当研究所の「保護する責任」研究プロジェクトは、現状を把握し、問題点を摘出し、改善策を探求し、現実的な規範へと鍛えなおすことを目的としている。

2010年度は、特に「保護する責任提言以後のグロー

バル倫理」をテーマに、「保護する責任」を含めた、グローバルな倫理が含意する可能性もしくは潜在する問題点を描き出すことに主眼を置いた懇話会及び研究会を行った。

シンガポール国立大学の中野涼子先生には、「国際関係論と帝国論—矢内原忠雄の思想と現代」と題し、近年の国際政治学の主要なトピックである「帝国」をキータームに、昭和初期を中心に活躍した矢内原忠雄の思想を読み解きながら、国際社会の問題についてご報告いただいた。中野先生によれば、欧米中心の国際関係観は、アジア諸国の経済的な発展によって変わらざるを得ない。つまりアジアの国際関係観が今後大きなインパクトを有す



る想定する。その中で特に彼女が目指すのは、矢内原がイメージしていた「帝国」である。

周知のとおり、ネグリとハートによる『帝国』の出版以降、国際関係論において、「帝国」は時代を表象するタームとして機能してきた。中野先生は近年の「帝国」論の隆盛に目配りしつつ、流行の帝国論に対する矢内原の「帝国」論の独自性と近似性を指摘する。

矢内原は帝国に関して二つのイメージを提示している。1つは、多様な民族、文化から構成される社会空間としての帝国であり、社会としての帝国である。社会空間としての帝国成立には、植民活動が根底にある。その結果、多様な民族、文化から構成される社会空間としての帝国が成立する。余剰人口が別の土地へと移住するという植

民活動は、しかしながら先住の人々との摩擦を生む恐れもある。矢内原はイマヌエル・カントの「訪問」に対する歓待を大幅に拡張し、一時的な滞在を許すだけではなく、植民者のニーズに基づいて永久的な滞在も場合によっては認められるべきと論じている。同時にこの植民は国内事項ではなく、国際事項として管理するべき、国内主権の行使を制限すべき国際団体の規律が必要だとする。

2つ目は、階層性や支配、従属構造によって成立する政治的、経済的、社会的空間としての帝国である。ここでいう帝国とは、国家的帝国主義（National Imperialism）であり、階層性、支配従属構造によって特徴付けられる。矢内原は、大日本帝国のもとでの台湾、朝鮮半島において「発展」の名の下に支配従属構造が形成されていく過程を研究した。その研究で、たとえサトウキビや米の生産量が伸びても、日本の国策会社に従属的な地位におかれ、農民はアワやヒエを食べる状況におかれるという構造的な不平等が存在することを指摘した。また帝国への同化についても矢内原は批判的に論じる。日本人が台湾や朝鮮に同化するというのではなく、植民地人が日本を学ぶことを同化としている点で、支配従属関係を維持構築し、植民地住民を構造的な不平等の状況に追い込んでいくと指摘する。

中野先生は、帝国をタームとして読み解いた矢内原の思想に、国際関係論の前提を問い直す視点が存在すること指摘する。それは、現在盛んな想像の国際共同体論が、支配従属関係や民族対立の問題を看過する危険性があること、同時に、この問題を改善するためにも、「保護する責任」などの介入が多国間の枠組みでの合意形成と実践を積み重ねていくことなどが必要であり、それによってあるべき国際共同体へ繋がる、と締めくくられた。

立命館大学の池田丈佑先生には「庇護から保護へ——他者救援をめぐる倫理観の転換と国際社会の変容」というタイトルでご報告いただいた。池田先生は、悲劇に苦しむ人々を救うという状況において、他者は何をするのかという問いに対し、従来の「庇護」と呼ばれる考え方から「保護」と呼ばれる考え方へと、歴史的に変わってきた、と論じる。「庇護」とは基本的に助けを求めてやってきた人々を自分たちの国で迎え入れるという形の他者救済であり、逆に「保護」は苦しむ人々のところに向いて行って助けるという形の他者救済である。池田先生は、他者救援の実践が数百年の歴史を通じて、庇護を出発点として、次第に幅広い保護へとシフトしつつある

と指摘する。

池田先生は、この流れが歴史的に4つの段階を経てきたと指摘した。まず庇護という概念自体が変容する第一段階がある。庇護とは、侵すべからざるものが語源であり、無実の罪を着せられた者をかくまうことから始まり、次第に、不当な債務を課せられた者、しかるべき理由を持つ奴隷、そして異教徒などにまで対象が拡大した。同時に、庇護することの根拠が神や王権から「人間の尊厳」にシフトしてきたと池田先生は指摘する。

第二段階として、保護の概念が登場してくる。池田先生によれば、「国際法の父」グロティウスは保護概念の登場に実質的な役割を果たしている。グロティウスは旧態依然の庇護の概念を支持するとともに抵抗権を否定する。では不正に対して正義を回復するための概念はないのか。グロティウスは「他人のためにする戦争」という、実質的には介入を意味する語を用いることで正義が回復する途を確保する。例えば、暴君によって不正が行われている国があるとする。しかし抵抗権、つまり自力救済を認めない。その代わりに他の列強の介入によって暴君の討伐を正当化する。他方、国際法の実定化に寄与したプーフENDORFは、庇護、保護という両概念を「歓待」という言葉で表現し、より広範な行動を含意するように規定した。

第三段階は強制的な移動の大規模化への対応である。20世紀初頭のロシア革命など、もしくはアルメニア人の虐殺などの事態を受けて、もはや一国では対応できない事態に対し、多国間の枠組みで解決しようとする動きが出てくる。その結果、創設されたのが、高等難民弁務官事務所などである。従来は個別の少人数のケースが庇護



の前提であったが、この第三段階では、万人単位の大規模な人々の苦難を国際的に引き受けようとする動きへと変化している。

第四段階は、1980年代からの動きである。従来の庇護は国境の外に逃れ出た人を対象としたものであった。しかしながら国境の外に逃れられない人々、逃れる場所の無い人々が存在する。そこで当該国へ赴き、苦しむ人々を助けようとする保護の動きが出てくる。1990年代にUNHCRは国内避難民をその保護の対象とした。またその流れの中で、1992年の「強制失踪からの保護に関する宣言」、2005年に「強制失踪防止条約」という形で保護を規定した国際的な制度が進展してきた。

つまり、この数百年を通じて、逃げ込んできた人々を庇護するという倫理から、苦しむ人々を積極的に助けに行くという保護の倫理へと、倫理的な基軸がシフトしていると池田先生は指摘する。その結果、従来のパワーポリティックスではとらえきれない、世界政治の倫理化が進展していくと見込まれ、また、国家に加えて、副次的ではあるが、「国際社会」が責任の主体として登場してくることになる、と池田先生は指摘する。この進展の中で、「保護する責任」は「世界政治の倫理化」を示すものとして出現すると見込まれるであろう、と締めくくられた。

北九州市立大学の千知岩正継先生には「保護する責任を司る「正当な権威」の条件—国連安保理 VS 「民主主義諸国の協調」」と題してご報告いただいた。千知岩先生は、「保護する責任」の発動を決定する正当な権威の問題に切り込む。つまり、軍事介入の発動を決定する正当な権威、

具体的には国連安保理か、それとも「民主主義諸国の協調」か、と問題を提起された。

話の前提として、千知岩先生は、従来の国際関係観を再考する必要があると指摘する。国際関係とは、世界政府などの普遍的な権威の存在しない、アナキーな世界であるという従来の見方の再考である。つまり、「保護する責任」に代表されるように、主権の絶対性を乗り越えるためには、「アナキーの下では主権国家以外の権威は存在しない」という前提を修整しなければならない。

千知岩先生は、デイヴィッド・レイクのハイアラキー論を取り上げ、人間社会には二種類の政治的権威が成立しようと指摘する。1つは合法的・形式的権威、つまり、法を根拠にして成立する権威である。2つ目は、社会契約に基礎をおく関係的権威である。この二つの権威を援用し、合法的権威を国連安保理、関係的権威を「民主主義諸国の協調」に擬して、千知岩先生は検討を施す。千知岩先生によれば、両者ともに、権限と責任の恣意性、選択的な行使が伴うこと、救援を求める人びとに対して責任を負う仕組みができていない、つまり結果責任、説明責任を負うものではないこと、という問題点を抱えている。

国連安保理と「民主主義諸国の協調」、という二つの権威は、それぞれ欠陥を抱えているが、その上で千知岩先生は、国連安保理のほうが正当な権威として相応しいと主張する。というのも、「民主主義諸国の協調」は法的根拠を持たないからである。

それでは、国連安保理を「保護する責任」を担うに相応しい「正当な権威」たらしめるに必要な要件とは何か。千知岩先生は次の三点を指摘した。(1) 恣意性と選択性を排除した仕組みの構築、つまり、「保護する責任」が必要とされるとき、必要な介入を行うという仕組みを安保理自身が構築すること。(2) 「予防する責任」や「再建する責任」など、非軍事的な手段の精緻化、制度化を行うこと。(3) 介入される人々、つまり保護される人々への結果責任、説明責任を制度化、精緻化すること。「保護する責任」を担う「正当な権威」であるためには、紛争地域の人びとから評価される「正当な権威」でなくてはならないということである。

千知岩先生によれば、おそらくこの安保理の「正当な権威」への道には、二つの国際的・社会的要請が障害となる。第一に、既存の政府間のコンセンサスから導かれる国際的正当性とのバランス、つまり主権や内政不干渉との関係である。安保理による介入を乱発することは、現在の国際秩序を支える国際的な合意を破壊しかねず、



その結果、現状よりもアナーキカルな世界を生み出しかねない。他方、第二に、苦しむ人々が存在し、その人々を救出するための概念として「保護する責任」が提唱されたことを考えれば、影響を被る人々の評価に基づくコスモポリタンな正当性が必要になってくる。これら二つの要請に応えることが、安保理に課せられた課題である、と締めくくられた。

最後に執筆者（大庭弘継）自身の報告である。手前味噌で恐縮だが、執筆者は「保護する責任は倫理的か？—スレブレニツァでの意思決定を巡る「正しさ」の揺らぎ—



と題して報告を行った。「保護する責任」を巡る最大の問題は軍事介入の問題である。軍事介入によって人々を保護するとは、一般的な感覚では形容矛盾とも取られかねないが、「保護する責任」は、人々を保護しうる軍事介入が存在しうると想定している。この一般的な形容矛盾を肯定できるようにする仕掛けは、ルワンダでのジェノサイドとスレブレニツァでの虐殺である。ルワンダとスレブレニツァは、武力行使をしなかったがゆえに招いた悲劇として記憶されているからである。特にスレブレニツァは、安全地域を防備するためにオランダ部隊が配置されていたにもかかわらず、臆病ゆえに任務を放棄し、侵攻してきたボスニア・セルビア軍が避難民を虐殺するにまかせた、と記憶されている事件である。つまりオランダ部隊が武力を行使すれば、虐殺は生じなかったとする反実仮想が一般的に流布している。

執筆者は、その記憶に対し、オランダ部隊によるセル

ビア軍への武力行使は、避難民を巻き込み多くの犠牲を出したであろうこと、しかも撃退に成功したならば、誰も「スレブレニツァの虐殺」が生じたなどとは知ることはできず、反対にオランダ部隊の武力行使ゆえに民間人に多数の犠牲を出すこととなった、として記憶された可能性が高いことを指摘した。その場合、スレブレニツァの虐殺を錦の御旗として、「保護する責任」が成立したとは考えにくい。敷衍して考えれば、「保護する責任」による軍事介入が仮に成功した場合であっても民間人の犠牲者が多大であれば、「保護する責任」の正当性が疑義にさらされる恐れがある、と指摘して報告を締めくくった。

以上、2010年度は、「保護する責任」を巡って、異なるアプローチからの四つの講演を実施した。倫理とは人の行為に関する規範であるとされる。現状の「保護する責任」は、未だ漠然としか、我々が為すべき行為を照らし出せていないのかもしれない。にもかかわらず、悲劇を解決したいと考え、行動することを望むのが、人間であろう。何が可能で何ができないのか、そして何を為すことが「正しい」と言えるのか、我々は未だ「知る」ことができないでいる。2011年度以降も、「保護する責任」を理論的・実践的に精緻化することを目指し、本プロジェクトを推進していくことが求められている。

なお池田・千知岩・大庭の三名は、その後、上記の報告内容を改定し、北海道大学応用倫理研究教育センター主催の第5回応用倫理国際会議（the Fifth International Conference on Applied Ethics）において、当研究所が共催したセッション、「Global Ethics after the Responsibility to Protect (R2P): Challenges and Dilemmas」（2010年11月6日）にて以下のタイトルで報告した。

Josuke Ikeda, "From Asylum to Intervention: the Idea of Protection in Global Ethics"

Hirotsugu Ohba, "Dicey Ethics: The Limits and Future of R2P as a Norm"

Masatsugu Chijiwa, "Who Is a "Right Authority" and on What Grounds?: The United Nations Security Council versus a Concert of Liberal Democracies"

なお、上記3本の報告は、当日の議論を踏まえて加筆修正を施し、Working Papersとして刊行する予定である。■

報告■ 大庭 弘継

南山大学社会倫理研究所第一種研究員

活動報告

「公正と平和」研究プロジェクト活動報告

「公正と平和」プロジェクトは、2004年からシーゲル研究所員が中心となって推進してきた。その成果は、『多国間主義と同盟の狭間：岐路に立つ日本とオーストラリア』（国際書院、2006年）、および、*Asia-Pacific Geopolitics: Hegemony vs. Human Security* (Edward Elgar, 2007) という二冊の著作をはじめ、幾つかの形で発表・刊行されている。

とはいえ、「公正と平和」研究プロジェクトが対象とするテーマは深遠であり、専門書を刊行して終わり、ということにはならない。いわば、未完のプロジェクトである。70億もの人々が住み、文化も価値観も異なるこの世界において、「公正と平和」にかかわる問題は、無数に存在する。出来ることに限りがあるとしても、一つ一つ丹念に問題を洗い出して、丹念に検討研究を積み重ねていくことが、本研究所の務めであるとする。

そのため、2010年度のプロジェクトを一言でまとめれば、我々が未だ自覚しておらず、かつ多くの人々の運命を左右する「公正と平和」にかかわる問題を浮き彫りにするための、仕切り直しの一年であったといっていよい。そこで、世界の「公正と平和」を考えるべく、より現行の世界の構造に踏み込んだ研究を進め、不公正を可視化するべく、気鋭の研究者4名をお招きして、ご講演いただいた。



九州大学の北村厚先生は、「『パン・ヨーロッパ』論における非ヨーロッパ「ヨーロッパ」地域の近代を問い直す」と題して、ヨーロッパ統合に潜む、アフリカへの支配的なまなざしを歴史的に洗い出した。ヨーロッパ統合の父である、リヒャルト・クーデンホーフ＝カレルギー伯（1894-1972）は、戦間期に「汎ヨーロッパ主義」を唱え、平和運動の旗手として大きな影響力を誇った。しかし彼が提唱する平和は、現代で提唱される平和とは文脈を異にするものであった。確かに第一次世界大戦という未曾有の惨禍への反省も「汎ヨーロッパ主義」の背景にある。しかし同時に、アメリカとソビエトという新たに勃興した勢力への危機感から、ヨーロッパの生存のために統合するという側面が大きかった。カレルギーにとって平和とは、アメリカ、ソビエト、ヨーロッパ、イギリス、そして日本という世界を分割した五大勢力によるバランス・オブ・パワーであり、現代的な民族自決や主権平等の原則に立脚するものではなかった。カレルギーはまた、「ヨーロッパはアジアの娘、アメリカの母、そしてアフリカの主人である」と述べ、「したがってヨーロッパの運命はアフリカと結びついており、アフリカの運命はヨーロッパに責任がある」と主張する。このようにヨーロッパとアフリカが一体であり、主従関係にあることを「ユーラフリカ」という言葉で表現する。またカレルギーは、世界は五大勢力に収斂していくとの考えから、日本の大陸進出も必然的なものとして捉え、肯定する。

むろん、ヨーロッパの統合の主張に現在の価値観にそぐわないものが混入していることをもって、ヨーロッパ統合が非倫理的だなどと短絡的な主張をしているわけではまったくない。むしろ現代のヨーロッパ統合が示した、協力・共存の思想が地域の平和をもたらすという倫理的な指標をより高めていく上で、協力・共存にそぐわないまなざしを自覚して行くことが肝要だと指摘して、北村先生は講演を締めくくった。

京都大学東南アジア研究所の佐藤史郎先生には「核兵器の使用と倫理—ヒロシマとナガサキのリアリズム」と題してご講演いただいた。従来、ヒロシマやナガサキでの千羽鶴、平和への祈りといったものは、リアリストから批判され、理想主義的、イデオロギー的だと冷笑され



てきた。しかし、佐藤先生によれば、ヒロシマとナガサキで訴えられ続けてきた核被害の悲惨さが、国際政治の意思決定を現実大きく左右しているという。

佐藤先生は、倫理という側面に着目すると、ヒロシマとナガサキの取り組みには、国際政治に核の使用を思いとどませるリアリズムの側面が存在する、と述べる。つまり、悲惨さが訴えられてきた結果、その悲惨さゆえに、政治家たちに核の使用を思いとどませてきた、と指摘する。佐藤先生によれば、この倫理性（「ニュークリア・エシックス」）は、具体的には、「ニュークリア・タブー」として結実する。ニュークリア・タブーとは、「核兵器の第一使用に対する事実上の禁止という行動規範」である。つまり、ヒロシマ・ナガサキの運動によって、核兵器は絶対悪と位置づけられ、相手側による核兵器の使用が容易でなくなる、ということである。だが、佐藤先生によれば、このニュークリア・タブーは単純に核廃絶に向かうわけではない。インドの核実験の際、広島と長崎の両市長は、「核は駄目である。核を使ってしまうと広島と長崎ようになる。それゆえ人間の行いとして駄目である」とのメッセージを伝えたといわれるが、インドのバジフアイ首相は、「だからこそ、核を持つのだ」とコメントしたという。そこには「絶対悪ゆえに必要悪」というロジックがある。つまり、核を保有することによって、相手に核攻撃を思いとどませるという核抑止が成立する、ということである。佐藤先生は、「核の使用は悲劇をもたらすので、核武装することによって、相手の核攻撃を抑止する必要がある」という理由で核が拡散していくことを

「ニュークリア・パラドックス」と呼び、安全保障の問題を考慮しない核軍縮・不拡散措置の推進がこのような逆説を生む恐れもある、と指摘する。

このパラドックスの解消／解決のためには、倫理の側面を見据えながら安全保障の問題を考慮して問題を検討する姿勢が重要である、と佐藤先生は述べ、講演を締めくくった。

「ヒバクシャのパースペクティヴ：当事者性のもたらす光と影」というテーマのもと、三重大学の竹峰誠一郎先生と中京大学の中原聖乃先生のお二方をお招きし、ご講演いただいた。

竹峰誠一郎先生には「**視えない核被害—可視化するアプローチを求めて**」と題してご報告いただいた。竹峰先生は、核被害というものが視えないものだと言及する。実際、放射能は目に視えないし、竹峰先生が調査してきたマーシャルの島々は、美しく、ここになんらかの被害が存在するということは目には視えてこない、という。しかし、竹峰先生は被害が視えないからこそ、そこに問題の奥深さが潜んでいるという。わかりやすいところでは、がんの発症率や死産の率が著しい高さである等といった具合に、医学的な被害が指摘できる。しかしながら、竹峰先生によれば、医学的な問題など、表面に現れる問題よりも、奥深いものがそこにはある、と指摘する。それは《サブシステムズ》（生活基盤）の破壊である。マーシャルの人々は、出身の島に強い帰属意識を持



つ海洋民族であった。彼らは島々をカヌーで行き交い、行業と交易によって生活してきた。しかし、核実験とそれに伴う移住によって、そういったサブシステムは奪われることとなった。家族の魂が眠る島に帰ることもできず、他者の島に間借りのような扱いで居住し、海を行き交う術を失ってしまった。こうした状況を捉えるためには、核被害を受けた人々の現実へと分け入って研究すること、核被害を不可視化させる社会構造を巨視的に研究することを両立させる必要がある、と竹峰先生は主張する。さらには、核被害を受けた人々自身が、自らを犠牲者 (victims) としてではなく Survivors と規定していることを受けとめ、彼らの声に耳を傾けていくことが重要である、と竹峰先生は述べ、講演を締めくくった。

次に中原聖乃先生には、「**ロンゲラップ環礁再定住計画の問題と展望**」と題して、核被害にあった人々が、故郷の島へと再定住する計画の問題点と見通しについてお話しいただいた。故郷を負われた人々が故郷の島に戻っていく、これだけ聞けば、非常に心地よい話である。政府は、放射能に汚染された土壌を除去し、住居を新築し、井戸には危険な海水を淡水化する設備を設け、近代的な生活を保証する。しかしながら、当の再定住予定者である人々の心情はそう簡単ではない。例えば、ロンゲラップには、奇形化した植物が生えている。それを見て安全だと感じる人は少ない。また人々の中には既に数十年住みなれた避難先のメジャト島から離れたくないと感じる人もいる。

中原先生は、将来の見通しについて、ロンゲラップの人々は、ロンゲラップに戻る人、メジャトに住み続ける人、また遠くの都会に旅立つものと分散化すると予測した上で、それでもなお、ロンゲラップの伝統的な親族ネットワークが新しい形で生まれ変わり、ある種のソーシャル・セキュリティを提供するようになるのではないか、と指摘する。実際に、現地の人々が歴史的に培ってきたそうした社会資本に基づいて様々な営みが進行中であり、そこに別の形での再定住計画の成功を見ることもできるのではないか、と中原先生は述べ、講演を締めくくった。

以上、歴史学、国際政治学、社会学、人類学とそれぞれ異なる視点から「公正と平和」について興味深い問題提起を頂いた。異なるディシプリンかつ異なる問題関心からの指摘ではあったが、それぞれの報告に共通するのは、「公正」と「平和」の意味が多様であること、それゆえに、対話と共通了解の構築が必要であるということだ。

2010年度は問題提起の一年であった。本年は、問題提起を継続するとともに、現実的な共通了解の構築に向け、プロジェクトを推進していく。■

報告■ 大庭 弘継

南山大学社会倫理研究所第一種研究所員



南山大学 社会倫理研究所
設立三十周年記念講演集



鈴木 貴之 編

南山大学 社会倫理研究所

鈴木貴之編

南山大学社会倫理研究所設立三十周年記念講演集

『脳科学とどうつきあうか』

シリーズ懇話会「脳科学ブームを考える」

府元 晶「ゲーム脳」に見る、ニセ科学の広まり方」

藤田 一郎「脳ブームの正体」

楠見 孝「インテキ科学にだまされないために——批判的思考力と科学リ

テラシーとを身につける」

シンポジウム「脳科学とどうつきあうか」

鈴木貴之「インテキ脳科学はなぜ危険なのか」

菊池 聡「疑似科学という信念と錯誤——心理学からのアプローチ」

藤田 一郎「脳ブームの迷信——虚構の指摘に勇気がなぜ必要か」

南山大学社会倫理研究所が二〇一〇年度に開催した懇話会・シンポジウムの講演が収録された講演集が刊行されました。

ご希望の方は、社倫研ウェブページ <http://www.ic.nanzan-u.ac.jp/ISE/> をご覧下さい。

南山大学社会倫理研究所 研究プロジェクト講演集

人間・社会・未来

——相繫がり生きる基盤を求めて——



南山大学社会倫理研究所 編

南山大学社会倫理研究所編

南山大学社会倫理研究所研究プロジェクト講演集

『人間・社会・未来』

——相繫がり生きる基盤を求めて——

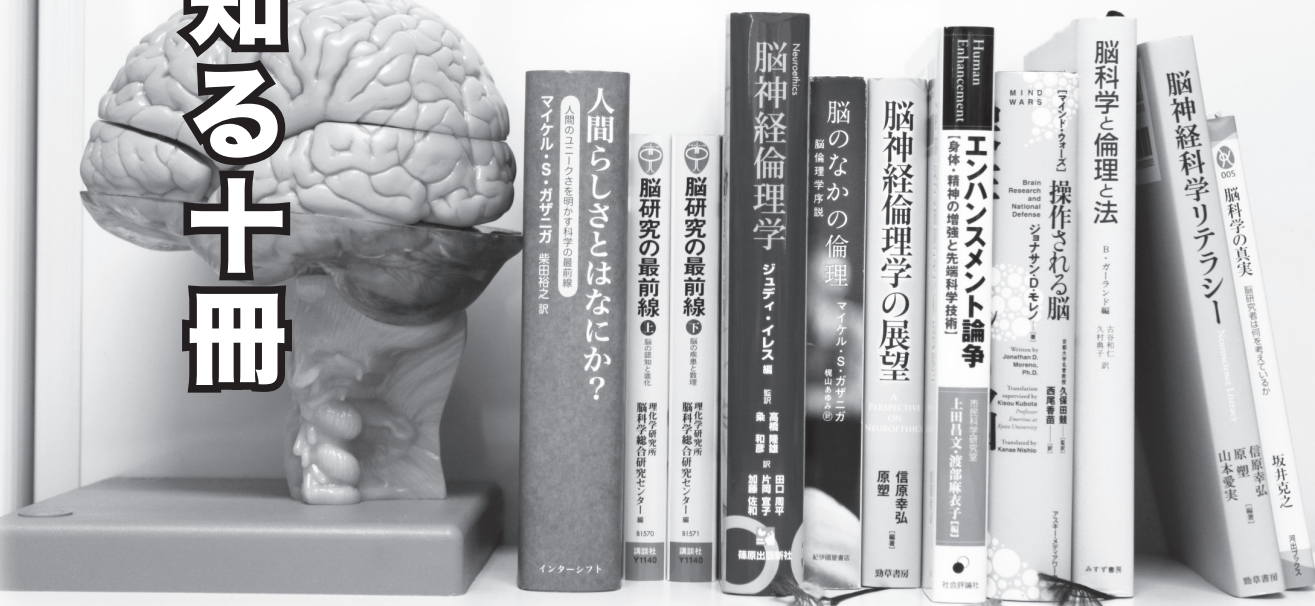
中野涼子「国際関係論と帝国論——矢内原忠雄の思想と現代」／池田丈佑「庇護から保護へ——他者救援をめぐる倫理観の転換と国際社会の変容」／千知岩正継「保護する責任を司る「正当な権威」の条件——国連安保理VS「民主主義諸国の協調」／大庭弘継「保護する責任は倫理的か？」／スレブレニツァでの意思決定を巡る「正しさ」の揺らぎ」／北村厚「パン・ヨーロッパ」論における非ヨーロッパ「ヨーロッパ」地域の近代を問う」／佐藤史郎「核兵器の使用と倫理——ヒロシマとナガサキのリアリズム」／竹峰誠一郎「視えない核被害——可視化するアプローチを求めて」／中原聖乃「ロンゲラップ環境再定住計画の問題と展望」／ジョン・ミドルトン「オーストラリアにおける陪審制とアザリア・チェンバレン事件」／岡田悦典「コメント」／佐藤方宣「企業の社会的責任——ビジネス活動の公共的討議」／太子堂正称「競争と格差——「弱者」のための競争」／鈴木真「善悪を知ることのできるだろうか？——道徳的直観の哲学的・経験的検討」／永崎研宣「Digital Humanitiesのこれまで」／田畑智司「カナダにおける Digital Humanities——TAPORの紹介を軸に」／中村雄祐「コメント」

脳神経倫理を知る十冊

ここ 20 年ほどのあいだに、脳神経科学は大きな発展を遂げた。生きている人間の脳活動を計測する fMRI などの装置が開発されたことによって、脳のどのような働きが思考、言語、記憶、感情といった高度な心の活動（高次認知機能）を生み出しているのかを、詳細に研究できるようになったのである。脳神経倫理学が誕生した背景には、このような事情がある。

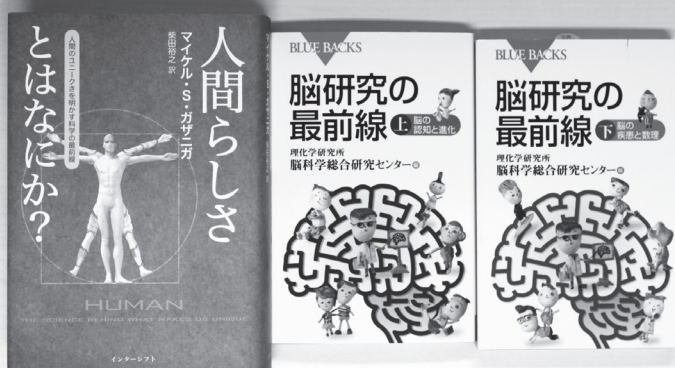
脳神経科学研究の現状にかんしては、脳神経科学者やサイエンスライターによって、すぐれた一般向け科学書が数多く書かれている。ここではその中から、①マイケル・ガザニガ『人間らしさとは何か？』柴田裕之訳、インターシフト、2010 年と、②理化学研究所脳科学総合研究センター編『脳研究の最前線（上）・（下）』講談社ブルーバックス、2007 年の二冊を挙げておこう。①は、脳神経科学と認知科学や進化生物学などとの関連もふまえて、最新の自然科学的な人間観がどのようなものかを示してくれる。日本の脳神経科学研究者によって書かれた②は、脳神経科学の各トピックについて、具体的に何がどこまでわかっているのかがわかりやすくまとめられている。

脳神経科学の進展は、われわれの社会にさまざまな問題を引き起こす。たとえば、ある人の脳の活動からその人の考えを読み取ることは可能だろうか、可能だとしたら、そのような技術を犯罪捜査などに利用することは許されるだろうか（マインド・リー



案内 ■ 鈴木 貴之 すずき・たかゆき

南山大学社会倫理研究所第二種研究所員／南山大学人文学部人類文化学科准教授

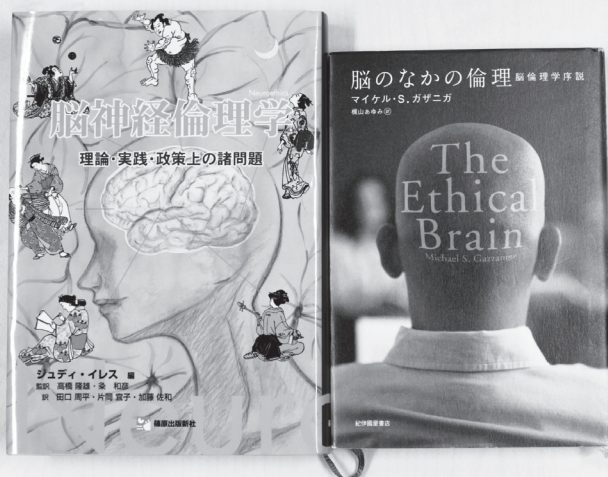


ディングの問題)。また、頭をよくする薬を作ることは可能だろうか、可能だとしたら、それを利用することは許されるだろうか（スマート・ドラッグの問題）。21世紀初頭に、脳神経科学者、生命倫理学者、哲学者などが、このような問題を論じる専門領域の必要性を主張し、脳神経倫理学 (neuroethics) という分野が誕生した。その後5年間ほどの研究成果を集めた論文集が、③ジュディ・イレズ編『脳神経倫理学－理論・実践・政策上の諸問題』高橋隆雄・桑和彦監訳、篠原出版新社、2008年である。この研究論文集を見れば、脳神経倫理学が脳にかんするじつに多様な問題を扱う領域であることがわかるだろう。

脳神経倫理学が広く注目されるようになったのは、①の著者でもあるガザニガが一般向けに書いた④マイケル・ガザニガ『脳のなかの倫理－脳倫理学序説』梶山あゆみ

訳、紀伊國屋書店、2006年の出版がきっかけだろう。この本は、脳神経科学の発展が社会にどのような問題を引き起こすかということが、脳神経科学者の観点からわかりやすく書かれており、脳神経科学の入門書としてはもっとも手頃である。

その後、英語圏などでは脳神経倫理学の概説書や研究論文集が多数出版されているが、残念ながらそのほとんどは邦訳されていない。ここでは、日本人による研究論文集として、⑤信原幸弘・原望編『脳神経倫理学の展望』勁草書房、2008年を挙げておこう。この本には、マインド・リーディングの問題やエンハンスメントの問題といった脳神経倫理学における定番のトピックに加えて、脳神経倫理学成立の歴史的経緯にかんする論考もいくつか収められている。





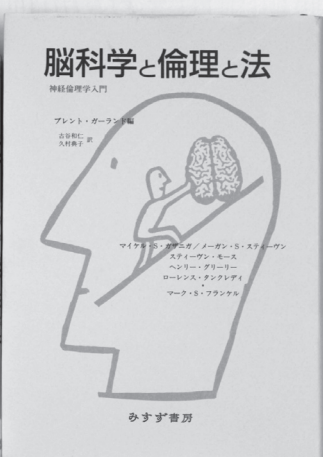
脳神経倫理学の個別的なトピックにかんしては、まだそれほど多くの本は出版されていない。もっとも盛んに論じられているのは、スマート・ドラッグに代表される能力増強 (enhancement) の問題だが、この問題は、遺伝子操作などと一括して、バイオテクノロジーを用いた能力増強一般の問題として論じられることが多い。能力増強の問題にかんしては、⑥上田昌文・渡部麻衣子編『エンハンスメント論争—身体・精神の増強と先端科学技術』社会評論社、2008年を挙げておこう。この本は能力増強を論じた国内外の研究者の論文を集めたものだが、スマート・ドラッグによる能力増強の問題を論じた論文もいくつか収められている。

また、日本人にはあまりピンと来ない話だが、米国では、軍が脳神経科学に注目しているという。それは、脳に作用する薬物の研究によって、兵士が長時間眠らなくても疲労を感じないようにできたり、脳と機械を接続する技術を応用することで、パイロットが身体を介さずに戦闘機を操縦することができたりするなど、脳神経科学にはさまざまな軍事利用の可能性があるからである。実際、米国では、多くの脳神経科学者が軍関係の機関から研究助成を受けているという。このような脳神経科学と軍の関係については、⑦ジョナサン・モレノ『操作される脳』西尾香苗訳、アスキー・メディアワークス、2008年で詳しく描かれている。このような事例は、科学研究の倫理や、科学と社会の関係を論じるうえでも、非常に興味深い問題だろう。

脳神経倫理学が扱う問題は、大きく二つに分けることができる。一つは、脳に関わる技術の利用の是非にかんする問題である。マインド・リーディングの問題やスマート・ドラッグの問題は、ここに分類される。もう一つの問題領域は、脳神経科学の知見は、現在の社会制度やわれわれの人間観にどのような影響を与えるかということである。

後者に分類される問題としては、たとえば、脳神経科学と司法制度の関係という問題がある。刑事事件の被告の脳に異常があることを示す脳計測データは、裁判における証拠として認めることができるだろうか。被告の脳に何らかの異常が発見されたとしたら、そのことは、被告の刑を軽減したり、刑事責任を軽減したりする理由になるだろうか。米国などでは、こういった問題はすでに現実の問題となりつつあり、研究書もいくつか出版されている。そのなかで⑧ブレント・ガーランド編『脳科学と倫理と法—神経倫理学入門』古谷和仁・久村典子訳、みすず書房、2007年が邦訳されている。

社会への影響という観点からは、その他にも、脳神経科学に基づく教育の可能性や、男女の性差にかんする脳神経科学研究といった話題が重要なものとして考えられる。これらの話題については、翻訳書も含めて、数多くの本が近年出版されているが、その中には科学的根拠が疑わしいものも多い。そういったものは、以下で述べるような神経科学リテラシーという観点から、やや批判的な態度で評価する必要があるだろう。

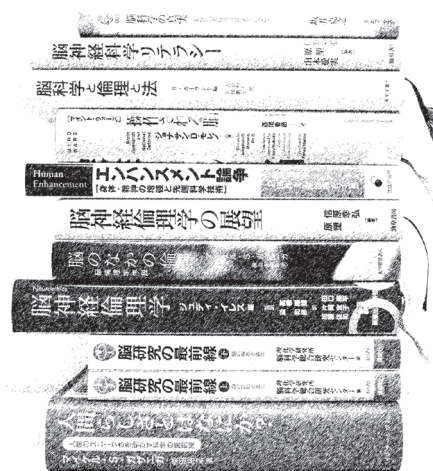


ここまでで紹介してきたのは、いわゆる脳神経倫理学に関連する書籍である。しかし、現在の日本で脳神経科学と社会の関係を論じるうえでは、疑似脳科学の問題を避けて通るわけにはいかない。脳ブームと言われる現在の日本では、テレビや雑誌に無数の脳にかんする情報が流れ、脳に関連する商品も数多く売られているが、そのなかには科学的な根拠がないものも数多くある。このような現状においては、脳にかんするどの情報が信頼でき、どの情報が信頼できないのか、一般市民はそれをどのようにして見分けたらよいのか、脳神経科学の研究者は、脳にかんする誤った情報の流通にたいしてどう対処したらよいのか、といったことが大きな問題となる。これは、科学リテラシーの問題と呼ばれるものの脳神経科学版である。⑨信原幸弘・原塑・山本愛美編『脳神経科学リテラシー』勁草書房、2010年では、近年の脳神経科学研究のなかから、とくに一般市民にとって重要と思われる話題を選び、現在何が明らかになっており、そこから何が言え、何が言えないかということが具体的に論じられている。

疑似脳科学の具体的なトピックとしては、テレビゲームを長時間していると脳の働きが低下するという「ゲーム脳」理論や、単純な課題を繰り返すと頭が活性化するという「脳トレ」理論が有名である。前者についてはインターネット上などでも批判を数多く見ることができるが、後者については、近年その学問的な妥当性を批判する書籍が多数出版されている。ここではその中から、⑩

坂井克之『脳科学の真実—脳研究者は何を考えているのか』河出書房新社、2009年を挙げておこう。この本では、「脳トレ」理論が批判的に検討されているだけでなく、現在の脳神経科学では複雑な研究手法が用いられており、その研究成果が一般に紹介されるうえで、さまざまな単純化や拡大解釈が行われることが多いため、脳神経科学研究から何が言えるかということについては慎重な吟味が必要であるということが、脳神経科学の専門家の視点から警告されている。

こういった話もふまえるならば、脳神経科学がわれわれの生活を大きく変えるという議論は、脳神経科学の可能性を誇張した話かもしれない、という可能性も頭の片隅におきつつ、脳神経科学と社会の関係を考えていく必要があるのかもしれない。■



大量虐殺と介入を 考えるための十冊

はじめに

「人道のための戦争」もしくは「人道的介入」という表現は、ものすごく違和感を与える表現である。戦争といえば非人道的そのものじゃないか、大勢の人を殺す戦争が人道的なんかなどであるはずがない。多くの人はそう考えるだろう。

でもこの怪しい「人道のための戦争」が大真面目に国際政治学で議論されている。なぜ「人道的介入」なる“珍妙なもの”が議論されるようになったのだろうか？ その答えは、1990年代前半に起きたジェノサイド（ルワンダ）と民族浄化（旧ユーゴスラヴィア）に由来する。

ルワンダ・ジェノサイド

1994年に生じたルワンダのジェノサイドは世界中に大きな衝撃を与えた。映画『ホテル・ルワンダ』を見た人も多いだろう。ナタで切り刻まれ、道を、川を、埋め尽くす屍。おそらく人間の歴史を全て通観したとしても、五指に入る醜惡な蛮行であろう。同時に私たちは、映像を通してその醜惡さを感じ取るにすぎない。蛮行の対象となった人々が感じた恐ろしさ、実際にその蛮行の中で人々の苦悩は、筆舌に尽くしがたいものがある。

【レヴェリアン・ルラングア（山田美明訳）『ルワンダ大虐殺 世界で一番悲しい光景を見た青年の手記』晋遊舎】は、この醜惡な蛮行がまさしく「人類の良心に衝撃を与える悲劇」であることを伝えている。ルラングアはジェノサイドの生存者であり、自分が信じ、そして安心してきた世界が根底から覆される経験を伝えてくれる。いままで一緒に遊んでいた友人が、近所の知り合いが、ナタを持って自分達を殺しに来るなんて、誰に想像できるだろう。人間社会をおそらく根底から崩壊させる衝撃を与える悲劇である。ルラングアたちツチ族は、通い詰めた教会で、ナタで切り裂かれていく。彼は、「たっぷり時間をかけて」自分の母親の腹が切り裂かれていくのを目撃する。そして母親がこうつぶやくのを聞く。「お父さん、お母さん、私は何のために生まれてきたの？」（67頁）。子どもにとって母親は安心を与えてくれる存在であり、救いである。その母親が口にした絶望の嘆きは、子どもをどれだけ苦しめたのだろう。

そう、救いを求める場所であるはずの教会は惨劇の舞台となった。

無垢の小さな赤ん坊が、祭壇の上で一塊になって横たわっている。



案内■ 大庭 弘継 おおば・ひろつぐ

南山大学社会倫理研究所第一種研究所員・講師

切り殺され、聖石の上に倒れ伏した母親と一緒に。生き残った者の証言によると、殺戮者たちは、赤ん坊二人を教会の薔薇色の壁にぶつけて頭蓋骨を割った後、子どもの血の海に母親の顔を浸してから、母親を殺したという。(89頁)。

このような蛮行の後、殺戮者たちがなお同じ教会で救いを求め祈るならば、醜悪なパロディそのものだろう。

この醜悪な蛮行に立ち向かった人々もいる。『ホテル・ルワンダ』の主人公であるポール・ルセサバギナもそういった人々の一人である。彼がジェノサイドの体験をつづった【ポール・ルセサバギナ(堀川志野舞)『ホテル・ルワンダの男』ヴィレッジ・ブックス】は、どんなに醜悪な蛮行の中にあっても、「人間らしくふるまうこと」ができることを教えてくれる。注意を要するのは、「人間らしくふるまうこと」とは、善い人間であること、正しい人間であることを意味していない点である。ここには二重の、そして相反する意味がある。確かにルセサバギナは、人々を保護し救出した。しかしその保護は、ルセサバギナが「悪魔」とでも握手してきた賜物である。その手を血で汚し、虐殺を行ってきた、まさにその人々、悪魔である。しかし、たとえ虐殺を繰り返す悪魔であっても、懇意にしているルセサバギナの頼みに対し、悪魔は、ルセサバギナが保護する人々を、「守った」のだ。そう、虐殺者たちは、単純な悪魔ではない。アレントが言うところの「悪の平凡さ」であろうか。ルセサバギナが普通の人間であったように、虐殺者たちもまた普通の人間であった。友人からの頼みを無下にしない、普通の人間だった。ということは、普通の人間だと思っている私たち自身でさえ、いつの間にか「普通に」虐殺者になりうることを意味しているのだろうか？

ボスニア紛争

ともあれ、このルワンダの凄惨な悲劇は、世界中に衝撃を与えた。外国人がルワンダのジェノサイドに関する新聞記事を読みながら「ルワンダは酷いな」というつぶやくことも、至極当然な反応であろう。しかし「ルワンダは酷いな」とつぶやく本人が、ルワンダのジェノサイ



ドともに凄惨な悲劇として語られるボスニア紛争の兵士でなければ、である。先のつぶやきは、旧ユーゴスラヴィア内戦の一つであるボスニア紛争を舞台とした『ノーマンズ・ランド』の一場面である。

ボスニア紛争は「民族浄化」という造語を生み出すほど凄惨な内戦であった。ボスニア・ヘルツェゴビナは旧ユーゴスラヴィアを構成していた共和国であり、多民族共生を基調としていたユーゴスラヴィアでも、最も民族間の混交が進んでいた。しかし民族主義の台頭とともに、このボスニアは、クロアチア人、セルビア人、そしてイスラム教徒であるムスリム人(旧ユーゴでは民族名として使用されていた)の各民族が、互いに自民族の勢力圏を確固としたものとするため、虐殺、レイプ、拷問、強制収容を通じて恐怖を植え付け、他の民族を排除していく「民族浄化」を行った。

この「民族浄化」の凄惨さは【伊藤芳明『ボスニアで起きたこと―「民族浄化」の現場から』岩波書店】に生々しく解説されている。「民族浄化」という新語で表象されるには単なる虐殺にとどまらない苦々しさが含まれている。組織的なレイプによる妊娠と出産もその一つだ。女性の純潔を重んじるムスリム社会において、「レイプは被害女性の恥」(47頁)と受け止められてしまう。その結果、家族の目の前でレイプされた未婚の女性の「出産が近づいたある日、ついにこの女性の兄が妹を殺害」(44頁)するといった悲劇にもつながる。

また強制収容所での体験も凄惨である。兵士に暴行され瀕死の状態の「幼なじみの局部を歯で噛みきってとど

めを刺すよう」命じられ、そうせざるを得なかったという男性の体験は、悪夢として、今も彼を苦しめる。目が覚めると必ず嘔吐する、という。(70-74 頁)

だが人間は悲劇に押し切られる一方ではない。凄惨な悲劇であったとしても、それを笑い飛ばそうとする人々もいる。ミシュラン社発行の旅行ガイド(日本でいう『地球の歩き方』シリーズだろうか)をまねた【FAMA 編 (P3 art and enviroment 翻訳)『サラエボ旅行案内—史上初の戦場都市ガイド』】は、死と隣り合わせの、サラエボ市民の生活を解説する。戦場であり廃墟と化したサラエボを、「住まい」「飲み物」「学校」「ショッピング」「交通事情」など、普通のガイドと変わらない項目で解説する。悪ふざけのように感じる人もいるかもしれないが、この書は、凄惨な悲劇に対して、知性と文化でこれを克服しようとする試みである。つまり、ユーモアで戦争に立ち向かっているのである。

例えば「レクリエーション」の章の「ランニング」の項には次のように記されている。「サラエボ市民に最も愛好されているスポーツ。誰もがこれを実践している。」(51 頁)。もちろん、これを字義どおりに理解してはいけない。人々は走らざるを得なかったからである。歩くことはライフルによる狙撃の格好の標的となること、つまりは死を意味するのだから。

この本の著者たちは、戦時下のボスニアを訪問する際の心構えを次のように述べている。

いつ食事を抜けばいいか、いかにしてトラブルをジョークに変え、困難な時に落ち着いていられるか、考えておくべきである。…電話が通じていないときは笑い飛ばす。しょっちゅう笑うことにな

るだろう。憎まずに、からかうこと。(93 頁)

この心構えなくして、つまりユーモアなくして戦場を市民として生き残ることはできない。日本語版に寄せての中で FAMA の一員であるスアダ・カピッチは次のように述べている。「サラエボ市民はこうした悪夢の中で、しかしある満足感を抱いている。叡智により、ひとりひとりがテロに対する勝利をおさめるからである。」(97 頁)

むしろ悲劇を喜劇として捉えることと、悲劇が消え去ることは別である。マルクスとエンゲルスが揶揄したように、重力という観念を頭から追い出せば重力が無くなるのだなどと、主張するつもりはない。悲劇はやはり悲劇であり、ポール・リクールがいうように、「苦しみはそれを見た者に責任を負わせる」のだから。

大量虐殺の研究

その思いがサマンサ・パワーというジャーナリストを大きく突き動かしたのかもしれない。【サマンサ・パワー(星野尚美訳)『集団人間破壊の時代—平和維持活動の現実と市民の役割』ミネルヴァ書房】を読むと、ジェノサイドを知りながら、ジェノサイドを黙殺するアメリカの対応に関する厚い記述から、パワー女史の怒りがふつふつと伝わってくる。第一次大戦中のアルメニア人のジェノサイドから現代に至るまで、誠実なアメリカの外交官や議員たちが悲劇を予見し、予防もしくは阻止するために多くの努力を重ねたにもかかわらず、アメリカにはびこる官僚主義が、多くの人々を見殺しにしてきたのだと、彼女は訴える。この過ちを繰り返さないために、アメリカは行動するべきだ、介入するべきだ、と主張する。

確かにパワーの使命感も憤りもよく理解できる。しかしアメリカは介入するべきであるとの主張は果たしてどこまで妥当なのだろうか。というのも、アメリカは何もしなかったと主張する一方、パワーは、アメリカはこれを行うことができたという実践に対する言及が曖昧模糊としているからである。つまり本書を意地悪く読み解けば、介入するべき、でも介入して何をするのかよくわからない、ということになってしまう。2002 年



に出版された本書が、イラク戦争と同じ 2003 年にピューリッツァー賞に輝いたのは、単なる偶然とはいええないであろう。イラク戦争でアメリカは、フセイン政権を打倒したが、打倒した後何をするべきか、青写真をほとんど描けていなかったのだから。単なる介入の主張は、より多くの混乱を招く。

パワーと同じく、20 世紀の虐殺全般を取り扱った研究書として【松村高夫、矢野久編著『大量虐殺の社会史—戦慄の 20 世紀—』ミネルヴァ書房】を挙げておこう。この本では 20 世紀に起きた、数々の虐殺（3-5 頁では主要なものとして 31 例を挙げている）のうち、初頭のアルメニア人虐殺から、97 年のメキシコ・アクテアルでの虐殺に至るまでを学術的に検証している。またこの本は、虐殺の土壌を生んだ優生思想なども「医学の犯罪」として検証している。編者らの問題意識は、いわゆる条約で定義されたジェノサイドというタームでは抜け落ちてしまうものを回収して、大虐殺を未然に防止するか、という点にある。そこで編者らは、大量虐殺という一般用語を使用することで、スターリン体制下での虐殺、中国の大躍進政策での大量死をも含めて、議論を展開している。

人道的介入と批判

これら悲劇を阻止する最後の手段として、ここ 20 年間、国際政治の主要なトピックとなっているのが人道目的の軍事介入、いわゆる「人道的介入」である。だが他者の悲劇／戦争に対し、介入することは許されるのか、どう介入するのか、また国際法との関係はどうなのか、といった様々な問題が生じてくる。【最上敏樹『人道的介入』岩波書店】は、この国際社会の苦悩を、次のように定式化する。

ひとつは平和のためにどこまで他人を強制できるか、特にどこまで暴力や武力を行使できるかという問題と、ひとは平和のために、どこまで危険を引き受けられるか、引き受けなければならないか、という問題（vii - viii 頁）

最上は最後の手段としての軍事介入を容認しながらも、安易な軍事介入に対して懐疑的である。特に NATO のコソボ問題への介入に対して、直接人々を保護するための

地上軍を派遣せず、血を流さずに済む空爆を実施したことを批判する。「苦しんでいる犠牲者そのものを助けるのではなく、自分の安全を優先し、遠くから加害者を懲らしめることをもって替えた。加害者を懲らしめることも時には有効かもしれないが、それ以上に本質的なのは、自分の身を危険にさらしてでも迫害される人々を救うことであろう」（126 頁）。しかしそこにある最上の真意は、武力行使だけにあるのではない。最上は、悲劇をその端緒で、「上流で」食い止めよ、と主張する。むしろ、そのためには、犠牲を払うことにもなるだろう。日本は世界の平和を本当には考えていないかもしれない。最上は言う「禁止されているのは日本が他の国々や人々を危険な目にあわせることであって、他者の苦しみのために日本（人）が危険な目に遭うことではない。むしろ、そういう危険を引き受けることこそが、現代の複雑な平和に応え



るということであろう。」（203 頁）

だがこうした視点もまた批判の対象となる。【土佐弘之『安全保障という逆説』青土社】は批判理論の立場から、主流の国際関係論が見過ごしている、世界の構造の危険性を焙りだす。「守ってしかるべきものが逆に襲いかかってくるという安全保障の逆説」（9 頁）は、人道的介入のみならず、人間の安全保障もまた、根本的な欠陥を含むと指摘する。それは「人間の安全保障」に潜むヒューマニズムという名の普遍性の想定である。

「普遍性」を語る者は、常に普遍的世界の外にいる他者に対して優越的なポジションを取る。超越的絶対神を信じる宗教と同様、自ら信じる普遍的

論理に同化することが困難な他者に対しては、恐れを抱き、排除をしたり、攻撃を加えたりする。人間性の本質に信を置くような前・現象学的な本質主義的ヒューマニズムもまた同じである。「人間の安全保障」といったヒューマニズム的「普遍性」の背後にある、そうした＜同化／排除＞の論理が、国際政治経済構造と連動しながら…作動している…（133 頁）

つまりヒューマニズムの名のもとに、そこに適合しない異分子を排除する仕組みになっているという。普遍を語ることは、実は個の信念を糊塗して語っているに過ぎない。畢竟、普遍の名のもとに語られる世界は、その普遍から排除される人々を再生産していく構造を有してしまうことになる。この排除の構造に対して、どう対処すればよいのだろうか。

介入を実践すること

しかし、排除の構造は、実践において必然的に伴われるものかもしれない。というのも、何かを捨て去る決断なくして、実践はあり得ないからである。例えば、自由の実践を考えてみよう。自由は、他の可能性を排除しなければ実現しない。結婚の自由は、（一夫一婦制を前提として）他の異性とのありえた未来を捨て、ひとりの異性を選択することで実現する。そこには排除が不可欠であり、排除なくして自由は実現しない。

介入の実践もまた、誰かを助けるために誰かを犠牲にする決断が不可欠となってくる。

【緒方貞子『紛争と難民』集英社】は、国連難民高等弁務官であった緒方貞子の自伝の翻訳であり、緒方の決断と選択が注目に値する。緒方は UNHCR の任務を拡大し、国外に逃れた難民のみならず、国内で非難している国内避難民にまで援助と保護の対象を広めたことで知られている。しかし、彼女に集まったのは称賛の声一辺倒ではない。彼女が指揮した UNHCR は、ザイール（現コンゴ民主共和国）におけるルワンダ難民の保護と取り扱いにおいて、大きな批判を浴びた。なぜならルワンダ・ジェノサイドを経て国外に逃げ出したツツ族の民兵や旧政府軍といったジェノシダー（虐殺者）が UNHCR によって運営される難民キャンプをギャングのように牛耳る実態があったからである。加えてジェノシダーは、難民キャンプを根城にたびたびルワンダに侵攻し、大湖地域の安全保障を不安定にしていたからである。

だが緒方が取りうる選択肢は限られていた。UNHCR は人道援助機関であり、独自の武力を保有することはない。であれば、難民キャンプの治安を維持するために各国から軍隊の派遣を受ける必要がある。しかし、一時カナダが治安維持のための軍隊派遣に前向きであったが、結局、どの国も難民キャンプの治安維持の軍隊を派遣することはなかった。民間軍事会社を雇うという手段も検討されたが、工面できる費用ではなかった。最終的には「ザイール保安隊」を組織した。これはザイールの大統領警護隊から三個大隊を派遣してもらい、UNHCR が報奨金を与え雇用するという仕組みであった。しかしこのジェノシダーから難民キャンプの治安を維持することを目的とする「ザイール保安隊」は、次第にジェノシダーと手を組むようになり、難民キャンプは以前と同じくジェノシダーに支配される無法地帯のままであった。また「ザイール保安隊」は、結果としてその後のザイール崩壊に関与することになった上、彼らが保護すべき難民たちもまたコンゴの密林の奥へと追い込まれていくこととなった。

この判断は多くの批判を浴びたが、緒方に難民キャンプの治安を維持するための他の選択肢はあったのだろうか。彼女は述べる。「目前に迫った危機的状況に対処するにあたって、UNHCR が手にすることが出来た唯一の解決策であったと見なすべきである」（243 頁）と。緒方の選択が絶対に「正しい」ということはできない。緒方は、助けようとしていた難民たちからも非難を受ける。ザイールの難民キャンプで「大虐殺の責任は UNHCR にある」という横断幕に出迎えられ、ルワンダ難民を裏切ったと非難されることもあった（277 頁）。

しかし、実践するということは選択することである。ある選択は、別の選択肢は放棄されることを意味する。選択せざるを得ない立場にいる人々は、理想的な解決策を前提に、物事を理解するため切歯扼腕する決断に映るかもしれないが、与えられた条件下で実行しうることには限られている。倫理の実践を目指すことと、倫理的な結果がもたらされることの間には、あまりにも大きな間隙が存在する。

その意味で、イギリスのトニー・ブレアが目指した「倫理的な戦争」は大きな挑戦であった。【細谷雄一『倫理的な戦争—トニー・ブレアの栄光と挫折』慶応義塾大学出版会】は、このブレア政権が目指した倫理的な軍事介入を、「倫理的な戦争」と名付けた上で、コソボ戦争、アフガニスタン戦争、イラク戦争を巡る、ブレアの意味決定

を描き出している。このブレアの姿勢を象徴的に示したのが、1999年4月のシカゴ演説で述べた、「国際共同体のドクトリン」であろう。ブレアにとってコソボ戦争は「領土的な野心ではなく価値観に基づいた正しい戦争」であり、「悪が民族浄化を続けることを放置するわけにはいかない」と断言する(148頁)。もちろん著者である細谷自身が述べるように「軍事介入は常に純粋な人道性や倫理性に基づいて行われるわけではない」が、しかしブレアは「軍事行動を選択する重要な要素として、道徳的な必要性和国益上の必要性が両立する」と確信してきた、という。

では、今なお批判が多いイラク戦争開戦はブレアにとってどう正当化されうるのだろうか。ブレアは、イラン・イラク戦争のみならず、自国民であるクルド人に対しても毒ガスを使用したイラクのサダム・フセインは、道義的に許せない相手であったかもしれない。そのためであろうか。ジョージ・ブッシュ大統領とブレアとでは、イラク戦争に対するスタンスが大きく異なるのである。ブッシュが安全保障上の理由からイラク攻撃を主張したのに対し、「ブレアの場合はむしろ倫理や道徳的な必要性の主張が顕著にみられる」(292頁)のだった。しかし、「国際共同体としての結束が不可欠」との立場を捨ててまで、開戦に踏み切ったのは、イラク戦争が「倫理的な戦争」であるとの確信をブレアが抱いていただけであるのだろうか。倫理的という確信だけで、国民である兵士を死地に追い込めるのだろうか。なぜなら当時も今も、イラク戦争を「倫理的な戦争」とみなす論者は少なく、著者である細谷は「イラク戦争は正当化されうるのか」という問いに対し、当時からあった正戦論の議論を参照しながら、「たとえどれだけサダム・フセインが残忍な独裁者であったとしても、またたとえどれだけ戦争の結果として一部の国民の生活が改善されたとしても、既存の評価基準でイラク戦争を「正しい戦争」と断定することは難しい」と評価しているからである。それでも戦争に踏み切ったブレアは、正しさ以外の何かをも判断基準にしていたのかもしれない。

ない。

全くの憶測ではあるが、ブレアは、アメリカが単独でイラク戦争に踏み切ること、つまり世界から孤立することをさけるため、わざわざ緩衝役となるために、イラク攻撃に踏み切ったのではないか。好悪は別として、アメリカが孤立することは世界の安全保障を大きく揺るがす結果を招く。アメリカのみの開戦は、世界秩序の崩壊を意味すると考えていたのではないか。つまりブレア政権は、アメリカの「名誉ある相談相手であり、ローマ帝国のギリシャ人」(231頁)として、戦争という悲劇よりもより非倫理的な帰結を招くアメリカの単独開戦を避けるために、ともに開戦に踏み切ったのかもしれない。

おわりに

ともあれ我々は平和や戦争についていくらでも想像できる。あるべき人道援助や正しい介入について夢想することはできる。だが夢想することと実践することは大きく異なるのである。よりよき実践を目指すには、より多くの経験の蓄積が必要となる。だが大量虐殺の歴史は古いが、人道目的の軍事介入の歴史と経験は浅く少ない。「人道のための戦争」や「人道的介入」が違和感を与える珍妙な言葉から、歴史と経験に裏打ちされた一般的な言葉になることを望まないが、世界の「平和」には不可避の過程かもしれない。■



銃社会・兵器社会・戦争国家、アメリカ合衆国

「対テロ戦争」

本論稿をまとめた直後に衝撃的なニュースが飛び込んできた。5月2日の午後のこと。「オサマ・ビンラディン容疑者を殺害」(U.S. Kills Osama bin Laden)が速報として報道された。夕方のテレビのニュース画面にはニューヨークの「グランド・ゼロ」(Ground Zero)の現場で、そしてホワイトハウス前の広場で、そしてアメリカのここのかしこで、「対テロ戦争」の「勝利」を歓喜して祝う民衆を映し出していた。これほど多くの民衆が狂喜乱舞する光景は約65年前の「太平洋戦争」の勝利を受け止め、感情的に高揚した気持ちを爆発させた時以来見ることのなかったものである。65年間アメリカ人が忘れていた戦争での勝利の歓喜であったのだろう。2001年9月11日以降のアメリカ人の塞ぎ込んでいた気持ちがが一時的であれ晴れたのである。ビンラディン殺害でテロの心配が無くなったわけではないことを知りながらも。しかし、確かなことは、アメリカの民衆は深呼吸を求めているのだ。

思えばもう10年になろうとしているのだ。筆者は過去13年間毎年一、二度アメリカを訪れてきた。2001年には3月と8月に其々3週間ぐらい滞在していた。そして9月中旬から10月初旬にかけてアメリカの二つの大学で講演が企画されていた。出発を前にした11日に「米同時多発テロ」がアメリカを震撼させた。航空機の運航が暫く停止されていた。国内的にも国際的にも。国際線の運航停止が解除された15日に、予定通り、筆者はアメリカに向け飛び立った。乗り継ぎのデトロイト空港や目的地ハリスバーグ国際空港の超愛国的な雰囲気は異様であり、異常であった。これほどの異様さ、異常さは1964年からアメリカと付き合いしてきた筆者には想像を超えていた。フリーウェイの電光掲示板は「United We Stand」を点滅表示していた。疾走する車には星条旗の小旗がはためいていた。テレビは24時間間断なく「United We Stand」を画面に表示し、ニュースを流していた。

筆者を落ち着かなくさせたのは「真珠湾攻撃の再来」を口にする人たちが多くいることを知らされたことである。改めて「真珠湾攻撃」がアメリカ人の多くに悪夢として心の奥深くにとどまっていることを思い知らされた。筆者はこのことをただただ受け止めることしかできなかったことを思い起こす。そして「対日」関係に限らずアメリカの安全にかかわる事柄には今もって「真珠湾(奇襲)攻撃」が意識の上に出てくることを実感することとなった。オサマ・ビンラディン氏の殺害に関して、司法長官は真珠湾攻撃に対する報復行為としての山本五十六連合艦隊司令官の死を「正義のための死」と正当化した。アメリカ(人)にとっては「真珠湾」は、70年もたった今でも、「生きている」「歴史の記憶」であることを知らされる。

それにしても、オサマ・ビンラディン氏の殺害を「正義のため」とするメンタリティをどのように理解すればいいのだろうか。ブッシュ前大統領がオサマ・ビンラディン氏の身柄を「生死を問わず、捕える」(Wanted Dead or Alive)と宣言し、開始した「対テロ戦争」は、オバマ大統領に受け継がれ、「奴を仕留めたぞ」(We got him)、「正義はなされた」(Justice has been done.)のオバマ大統領の声明でアメリカの狂気は正気に、

案内■ 宮川佳三 みやかわ・よしみつ

社会倫理研究所非常勤研究員／南山大学名誉教授

それも一時の正気に、転じる機会を得た。西部劇でのパターン化された「善人対悪人」で常に「悪人」になるインディアンは Wanted Dead であった。何らの考慮・思慮もなくオサマ・ビンラディン氏の暗号名・標的名は「ジェロニモ」であったと伝えられている。アメリカの歴史の特徴を見事に示していて「興味がある」では済まされない、「不気味さがある」。ホワイトハウスにある「危機管理室」で主だった閣僚が画面に刻一刻と伝えられる作戦の進行状況を見つめていたと、報道された。出来の悪い西部劇を鑑賞していたわけではなからうが、「ジェロニモ殺害」(We got Geronimo dead.) で「危機管理室」の中の状況はどうだったのか。May 20 の *Times* 誌の見開き二ページの「危機管理室」での閣僚の写真を見ると、その時(一瞬)の様子・状況が分かる。特に筆者にとって印象的なのはクリントン国務長官の表情である。そこには彼女の人間性が良く現れているように筆者は感じた。

「対テロ戦争」はオサマ・ビンラディン氏の殺害で終焉したわけではない。彼の殺害で終わることのない、世界が直面しなければならない複雑な状況から解放されることはない。迷路に入り込み、国力を衰退させ、指導性をなえさせてしまったアメリカにとってビンラディンの殺害はアメリカの道義・道徳・正義・良心への懷疑を加速させる。確かに、2001年9月11日はアメリカをそれ以前とそれ以後に分けてしまった。そして、それ以後の10年は世界の指導国としての地位を放棄させることになった。この10年間の「ビンラディン狩り」と「サダム・フセイン狩り」でしかなかったアメリカの「新しい戦争」は「テロ行動」の背景を読み違えたところから戦われた。そして今もってその背景を、原因を知る余裕を持つことが出来ないほどに、自国の政治的、経済的、社会的、文化的混乱になすすべをなくしている。この10年を生きたアメリカの人たち、特に若者たちはこれからのアメリカ社会の在り方に大きな影響を及ぼす可能性が極めて高い。直近で言えば、来年の大統領選挙にその影響の結果が観察できると思われる。2010年の「茶会運動」の台頭とその戦闘性がアメリカ社会の意見を異にする人々に対する不寛容さや排他性の深刻化を示しているが、アメリカが時間をかけて育ててきた「丘の上の町」の自由主義や民主主義をアメリカ自ら脅かすことにならないのか。

民主主義の市民集会と拳銃

この間の状況を語ってくれる出来事がある。オサマ・ビンラディンを追及することになった「米同時多発テロ」が起こった日に生まれた少女、Christina Taylor Green、が9年後の今年の1月8日に起こったアリゾナ州トゥソン市(Tucson)で起こった乱射事件に巻き込まれて命を落とした。オバマ政権下の政治が生み出した保革両派の激しいがみ合いが生み出した分裂社会の負の面が荒々しく「銃社会アメリカ」の暴力をアメリカの所謂「草の根民主主義」の市民集会に持ち込み、連邦下院議員ガブリエル・ギフォーズ氏の殺害は試みられた。同議員は幸い死を免れた。民主主義が草の根のレベルで生きていると信じ、ギフォーズ氏の政治集会に参加した9歳の女兒の思わぬ死、「巻き添え死」(collateral damage)、は無垢な心を、取り戻すことが出来ない程に、アメリカの民主主義の裏の面を露わにすることで、傷つけた。オバマ大統領は1月12日のアリゾナ大学での犠牲者追悼式典での演説で、「私たち大人が慣れきった虚無や悪態などの汚れを知らないまま胸を躍らせて政治集会を訪れていた彼女の期待に、私たちはこたえるべきだ」と語りかけた。(『朝日新聞』2011年1月14日、朝刊、p. 3.) 今日の社会には総じて様々な問題があり、当然に多種多様な考え方、意見がある。政治の色合いが出れば出るほど敵対的な状況の出現は容易に観察・目撃できる。今日のアメリカは第二次世界大戦後のアメリカの世界大の規模の関わりの結果でもある。そしてその結果の最も好ましくないものとして「米同時多発テロ」を招き入れ、「アメリカ史に於いて最長の戦争」を泥沼化している。そしてその「最長の戦争」はアメリカの様式としての「戦争」である。

アメリカ合州国建国への道と安全保障

アメリカ合州国はイギリスをはじめとしたヨーロッパ諸国の勢力争いを西半球、特に北アメリカを舞台に展開された激しい兵器を交えた抗争の中からイギリスの覇権の地となり、長い時間の経過の中ではぐまれていた「自由と平等を抱え込んだ民主主義」の生活様式を生かした国として新たな誕生を目標に、母国・イギリスに対して立ちあがった。所謂植民地の時代に於いて其々の植民地の人たちは安全保障のために、必ずしも組織されてはいないものの、武器を用いて先住民と激しく戦い、自分た

ちの生活様式を自衛してきた。彼等は militia、つまり民兵であった。それが、思いもかけず母国と生活様式を異にするが故に敢て母国から独立し、新たな国としての誕生を目指した。其の篝火が「独立宣言」(1776.7.4.)であり、13の植民地が共有する「自由と平等を抱え込んだ民主主義」の価値を、内側に向かって、そして外の世界に向かって、打ち出した。この時にその後のアメリカ合州国の国柄が決まった。

アメリカ独立戦争・革命が成功裏に終わった(経過は省略)ことで、統治の在り方を中心にした『アメリカ合衆国憲法』の採択・批准・発効を経て、1789年に政府(連邦政府)が発足した。が、さらに重要なことは、1789年に発議され、1791年に発効した所謂「権利の章典」と言われている「修正第1条～第10条」が『憲法』に追加されたことである。本論稿との関係で、特に修正(追加)条項1と2を確認しておきたい。

条項1: 議会は法律により、国教の樹立を規定し、もしくは信教上の行為の自由を禁止することはできない。また言論および出版の自由を制限し、あるいは人民の平穩に集会する権利、また苦痛事の是正に関し政府に対して請願をする権利を侵すことはできない。

条項2: 規律ある民兵は、自由な国家の安全にとって必要であるから、人民が武器を保有し、またそれを携行する権利は、これを損うことができない。

つまり修正条項1と2はアメリカの国柄を、生活様式を理解するに当って、欠かせない約束事を明記していると言わなければならない。しかしながらこの二つはアメリカ合州国の誕生・成長・発展(国内的・国際的)の歴史の中で矛盾を避けられないものとした。草の根民主主義の実践の場に持ち込まれた「拳銃」は反対意見の封じ込めであり、民主主義の手続きの否定を象徴した。「自由と平等を抱え込んだ民主主義」の「安全のための武器」の携行・使用はアメリカという国家の、そして国民の、病理、摘出できない病理となった。

アメリカの歴史の中で「拳銃」の暴力は多くの悲劇を生み出した。かつて「ballot(投票)はbullet(弾丸)より強い」と言った民主主義の父、16代大統領 Abraham Lincoln は南北戦争を乗り越えた後、凶弾により政治生命

を断たれた。アメリカに関心を持ち、アメリカを学び、理解に努めてきたこの40年の間に多くの政治家、指導者が凶弾に倒されたニュースに接してきた。なんと言っても John Fitzgerald Kennedy 大統領、Malcolm X、Robert Kennedy、Martin Luther King, Jr. が拳銃の犠牲者になった1960年代は狂気の時代であり、ヴェトナム戦争で多くの人間—アメリカの若者を含む—がインドシナで武器・兵器の犠牲者になった。そして「対テロ戦争」で見せたアメリカの「Wanted Dead」の戦略の結末を知らされ、背筋が寒くなった。

日本人にとっての「銃社会・アメリカ」

日本人が「銃社会アメリカ」を悲しみを持って知ることになった出来事が起こった。1992年10月17日、ルイジアナ州バトンルーージュの高校に留学していた高校生、服部剛丈君がハロウィン・パーティに招かれていた家を間違えて、銃で撃たれて、死亡した。銃を発砲した人は裁判で無罪となった。作家ピート・ハミル氏は『アメリカ・ライフル協会を撃て』(高見浩訳、集英社、1994)で服部君の事件に関し、次の文章を寄せた。

だれかがブルースを書くべきだ、服部剛丈の生と死のために。それは、深い悲哀のこもったスロウなブルースであってほしい。ダンスを愛した朗らかな少年。彼を殺した臆病で無知な男。そんな事件を起こさせて、なんの痛痒も感じていないアメリカ。そのすべてに対する深い悲しみに満ちたブルースを、だれか書いてくれないものか。(182頁)

日本国民は当然の疑問を発した——いったい、なんでこんなことが起きるんだ? アメリカ人はこう答えるしかなかった——われわれも、打つ手はなにもないんだよ。ブルースには、それらすべての思いを込めてほしい。片や、心臓を常に締めつけている銃の恐怖とは無縁な文化。片や、その銃の恐怖から逃れられない文化。その二つの文化が、こんどの事件では交錯したのだ。日本人の発した問いは、むろん、人間的な問いだった。父や母、兄弟姉妹の当然発する問だった。それに対して、アメリカ人は答えるべき何の言葉も持っていない。だからこそ、ブルースが書かれてほしい。それは本来、苦痛と喪失と答えのない疑問を胸に抱いたアメリカの黒人たちによって創られたもの

だから。(182-183 頁)

処方箋なき病理

未だブルースは書かれていないようだ。「銃の恐怖から逃れられない文化」の国からは相も変わらず拳銃が、武器が、兵器が引き起こす悲劇の洪水が観察され続けている。「銃の恐怖から逃れられない文化」の病理にメスを入れたドキュメンタリー映画『ボウリング・フォー・コロンバイン』(*Bowling for Columbine*) がマイケル・ムーア氏によって 2002 年に制作され、世界的に公開された。この映像作品は、1999 年 4 月 20 日にコロラド州リトルトンのコロンバイン高等学校で起こった二人の在校生による銃による乱射事件―生徒 12 人と先生 1 人が死亡、23 人が重軽傷を負い、犯人は現場で自殺―を深刻に受け止めたムーア氏が「アメリカ合衆国憲法修正第 2 条」に論拠を置いた「銃の恐怖から逃れられない文化」にメスを入れ、病理の抽出を試みたものである。「銃は自由の象徴そのものであり、銃の規制は自由の侵害である」とし、何よりも憲法修正第 2 条を拠りどころにした個人の武器所有と携帯の権利を強力に主張する銃規制に反対する団体の堅固な存在が、アメリカの「銃の文化」「武器の文化」「兵器の文化」、つまり「暴力の文化」そして「戦争の文化」を育ててきたのである。そのようにこの映画はドキュメントしている。筆者の体験と重なる話がこの映像に出ていた。1992 年の夏に研究のために住んでいたオハイオ州アセンズ市の郊外の公園で 4-5 歳の男の子が父親から銃の使い方を教えてもらっている光景に出くわした。友人の大学教授が「よく見ておくといいよ。多くの父親が子供に銃の使い方を、玩具を扱うように、ゲームをするかのように、教えるのだ。あれがアメリカ社会の病理なんだ」とボツリと言った。「いわれない恐怖から人々は他人に対する寛容な心を喪失している。」この映画は、アメリカ社会の人間・人種関係の複雑さも、アメリカをその歴史の中で銃依存の社会にしてきたということを描いていて、痛々しい。そしてこの映画は *What A Wonderful World* の音楽が背景に流れる中で終わる。この音楽が作られた時代を知ると、ムーア監督の言わんとすることが分かる。

アメリカ社会の暗黒を殊更に描いて、この論考を終えるには暗すぎる。銃の乱射と言えば、日本にも伝えられ、アメリカのもう一つの面を知る機会になった事件が思い起こされる。2006 年 10 月 2 日、白人の青年・チャールズ・カール・ロバーツ四世が銃を携えて、ペンシルバニア州

ニッケル・マインズにあるアーミッシュの子供たちの私設学校に乱入し、銃を乱射した。そして女生徒 5 人が即死、更に 5 人が重傷を負った。ここまでであれば、本稿で扱った類似の銃が絡んだ事件でしかない。アーミッシュの共同体はアメリカではよく知られた「オールド・オーダー」と言われる長い歴史を持つ宗教的、社会的な慣習を大切にしたい人たち・アーミッシュの社会であり、所謂「アメリカの生活様式」とは「距離を置いた原始的な生活を営む」共同体である。その共同体に所謂「アメリカの銃文化」が直接持ち込まれ、想像を超えた恐怖の場に変えられてしまった。アーミッシュの社会と言っても、隔離された閉鎖された社会ではないから、人の移動は自由であり、日常生活に於いても人々の経済的・社会的・文化的な交流は自由に行われている。筆者自身 40 年以上のアメリカとの付き合いの中で、10 回近くアメリカにあるアーミッシュの共同体を訪れてきた。この 10 年位の間でアメリカを訪れるたびに、一、二度はアーミッシュの共同体を訪れてきた。オハイオ州の北部にある Berlin を中心にした共同体を、そして乱射事件が起こったペンシルバニア州ランカスター郡を中心に隣接するチェスター郡の一部に広がるアーミッシュの共同体を訪れ、一時の心の平安を楽しんだ。事件が起こったニッケル・マインズにも事件前に足を数回運んでいた。その長閑な平和な共同体に「アメリカの暴力の文化」がこれほどまでに荒々しく持ち込まれるとは筆者も想像しえていなかった。

この事件で興味があるのは、その事件の後の被害にあったアーミッシュの人たちの犯人に対する反応である。日本での報道に於いてより強調されたのは被害にあったアーミッシュの人たちの反応であった。そしてそのことが多くの人たちを驚かせた。「暴力の文化」の世界で起こったこれまで知ることのなかった「赦しの文化」を知らされたのである。被害者が、ニッケル・マインズのアーミッシュの人たちが、事件の直後に加害者を赦し、そしてその家族に対して差し伸ばした手の温かさであった。筆者を引きつけてきたアーミッシュの人たちの柔和な、平安な、平穏な、心を安らかにしてくれる精神生活―「Amish Grace」(「アーミッシュの恵み」)―は一条の陽光に思える。■

研究所活動記録

(2010年4月-2011年3月)

平成22年度(2010年度)活動報告

懇話会・研究会・シンポジウム

シリーズ懇話会「脳ブームを考える」

第1回 平成22年5月21日

報告者 府元 晶(フリーライター)

論 題 「「ゲーム脳」に見る、ニセ科学の広まり方」

第2回 平成22年6月5日

報告者 藤田一郎(大阪大学大学院教授)

論 題 「脳ブームの正体」

第3回 平成22年6月11日

報告者 楠見 孝(京都大学大学院教授)

論 題 「インチキ科学にだまされないために—批判的思考力と科学リテラシーとを身につける」

懇話会

第1回 平成22年6月15日

報告者 中野涼子(シンガポール国立大学助教授)

論 題 「国際関係論と帝国論—矢内原忠雄の思想と現代」

第2回 平成22年7月22日

統一テーマ ビジネスの倫理と論理への問いを編み直す

報告者 佐藤方宣(大東文化大学特任講師)

論 題 「企業の社会的責任:ビジネス活動の公共的討議」

報告者 太子堂正称(東洋大学准教授)

論 題 「競争と格差:「弱者」のための競争」

第3回 平成22年10月9日

統一テーマ 介入の「正しさ」—「善」と「悪」の境界線を問う

報告者 池田丈佑(立命館大学ポストドクトラルフェロー)

論 題 「庇護から保護へ—他者救援をめぐる倫理観の転換と国際社会の変容」

報告者 千知岩正継(北九州市立大学非常勤講師)

論 題 「保護する責任を司る「正当な権威」の条件—国連安保理 vs 「民主主義諸国の協調」

第4回 平成22年11月27日

報告者 ジョン・ミドルトン(一橋大学法科大学院教授)

論 題 「オーストラリアにおける陪審員制とアザリア・

チェンバレン事件」

コメンテータ 岡田悦典(南山大学法学部教授)

第5回 平成22年12月4日

報告者 小谷由美(日本女子大学大学院博士後期課程)

論 題 「田中耕太郎の人格概念—普遍的なるものを想定する教育観」

第6回 平成22年12月10日

報告者 北村 厚(九州大学大学院協力研究員)

論 題 「「パン・ヨーロッパ」論における非ヨーロッパ—「ヨーロッパ」地域の近代を問い直す」

第7回 平成23年1月21日

報告者 佐藤史郎(京都大学東南アジア研究所特定研究員)

論 題 「核兵器の使用と倫理—ヒロシマとナガサキのリアリズム」

第8回 平成23年1月23日

統一テーマ ヒバクシャのパスpekティブ:当事者性のもたらす光と影

報告者 竹峰誠一郎(三重大学研究員)

論 題 「視えない核被害—可視化するアプローチを求めて」

報告者 中原聖乃(中京大学社会科学研究所特任研究員)

論 題 「ロングラップ環礁再定住計画の問題と展望」

第9回 平成23年1月29日

統一テーマ デジタル技術がみせる人文学の未来

—Digital Humanitiesの現在—

報告者 永崎研宣((財)人文情報学研究所主席研究員/所長)

論 題 「Digital Humanitiesのこれまで」

報告者 田畑智司(大阪大学大学院准教授)

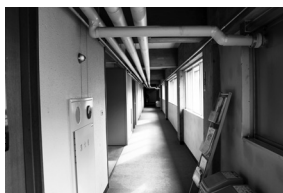
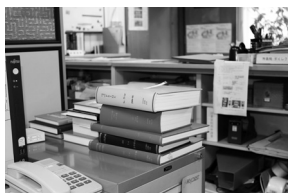
論 題 「カナダにおける Digital Humanities: TAPoRの紹介を軸に」

コメンテータ 中村雄祐(東京大学大学院准教授)

第10回 平成23年2月17日

報告者 鈴木 真(南山大学・名古屋大学非常勤講師)

論 題 「善悪を知ることとはできるだろうか?—道徳的直観の哲学的・経験的検討」



研究会

第1回 平成22年10月13日

報告者 大庭弘継（南山大学社会倫理研究所研究員）
 論 題 「保護する責任は倫理的か？—スレプレニ
 ツァでの意思決定を巡る「正しさ」の揺らぎ」
 コメンテータ 山田哲也（南山大学教授／社会倫理
 研究所第二種研究員）

国際ワークショップ

生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)サイドイベント

共催 VIVAT International、社会倫理研究所

場所 名古屋国際会議場

第1回 平成22年10月26日

テーマ Integrating Religious Values and Greater
 Stakeholder Participation into Environmental
 Governance

報告者 マイケル・シーゲル（南山大学社会倫理研
 究所第一種研究員）、Vanya Walker-Leigh
 （ジャーナリスト）、John Brinkman（Maryknoll
 Office for Global Concerns）、三輪隆裕（清州山
 王宮日吉神社）、田中真澄（志妙院）

第2回 平成22年10月27日

テーマ Biodiversity and Environmental Governance:
 Strengthening Synergy, Interrelatedness and
 Participation in Environmental Decision-Making

報告者 マイケル・シーゲル（南山大学社会倫理研
 究所第一種研究員）、Vanya Walker-Leigh
 （ジャーナリスト）、John Brinkman（Maryknoll
 Office for Global Concerns）、Christian Schwarzer
 （Marburg University）

シンポジウム

社会倫理研究所設立三十周年記念シンポジウム

第1回 平成22年5月29日

テーマ 誰が環境問題について考えるのか—環境政策

における地域レベルの視点と取り組みの重要性

報告者 福永真弓（立教大学講師）

論 題 「日本における流域の地域社会型資源管理の可
 能性」

報告者 マイケル・シーゲル（南山大学社会倫理研
 究所第一種研究員）

論 題 「豪州プーマヌーマナ・ランドケア・グループ
 の取り組み、実績、および問題意識」

報告者 小泉 都（総合地球環境学研究所研究員）

論 題 「生物多様性条約の目的を実現するために地域
 社会を理解する—ボルネオの狩猟採集民の生
 活と文化の現実」

報告者 生方史数（岡山大学准教授）

論 題 「制度設計と自生的進化：タイの共有林管理の
 事例から」

コメンテータ 石川 良文（南山大学准教授／社会倫理
 研究所第二種研究員）、高橋卓也（滋賀県立
 大学准教授）、香坂 玲（名古屋市立大学准教授）

第2回 平成22年12月11日

テーマ 脳科学とどうつきあうか

報告者 鈴木貴之（南山大学准教授／社会倫理研究所
 第二種研究員）

論 題 「インチキ脳科学はなぜ危険なのか」

報告者 菊池 聡（信州大学准教授）

論 題 「疑似科学という信念と錯誤：心理学からのア
 プローチ」

報告者 藤田一郎（大阪大学大学院教授）

論 題 「脳ブームの迷信：虚構の指摘に勇気がなぜ必
 要か」

司 会 戸田山和久（名古屋大学大学院教授）



国際会議

The 5th International Conference on Applied Ethics

平成 22 年 11 月 6 日

主 催 北海道大学応用倫理研究教育センター

特定セッション共催 社会倫理研究所

場 所 北海道大学

セッション名 "Global Ethics after the Responsibility to Protect: Challenges and Dilemmas"

報告者 池田丈佑(立命館大学ポストドクトラルフェロー)

論 題 "From Asylum to Intervention: The Ethics of Global Rescue"

報告者 大庭弘継(南山大学社会倫理研究所研究員)

論 題 "The Limits and Future of R2P as a Norm"

報告者 千知岩正継(北九州市立大学非常勤講師)

論 題 "Who is a "Right Authority" and on What Grounds?: The United Nations Security Council Versus a Concert of Democracies"

出版物

名 称 社会倫理研究所編『社会と倫理』第二十四号

発行日 2010 年 9 月 30 日

名 称 社会倫理研究所編『時報しゃりんけん』第三号

発行日 2010 年 6 月 10 日

名 称 社会倫理研究所編『社会倫理研究所研究プロジェクト講演集: 人間・社会・未来—相繋がり生きる基盤を求めて—』

発行日 2011 年 3 月 31 日

名 称 鈴木貴之編『社会倫理研究所設立三十周年記念講演集: 脳科学とどうつきあうか』

発行日 2011 年 3 月 31 日

2010 年度を振り返って

人事

丸山雅夫所長を中心に、マイケル・シーゲル第一種研究員・奥田太郎第一種研究員を核とする研究所体制により、並列遂行中の複数の研究プロジェクトの推進協力を目的として、第二種研究員 4 名の任用更新、研究員 1 名の新規任用、非常勤研究員 5 名の再委嘱、同 5 名の新規委嘱を行った。

ウェブサイト

懇話会、シンポジウムの案内など研究所活動に関する情報発信に努めた。ただし、英語版ウェブサイトは未整備である。

懇話会・国際会議・シンポジウム

懇話会 10 回、シリーズ懇話会 3 回、研究会 1 回、国際ワークショップ 2 回、シンポジウム 2 回を開催した。シンポジウムは研究所設立 30 周年記念として開催し、国際ワークショップは生物多様性条約第 10 回締約国会議(COP10) サイドイベントとして NGO と共催で開催した。

出版物

『社会と倫理』第 24 号では、特集として「誰が環境問題について考えるのか」を取り上げた。また、第 22 号より重点化した書評は本誌の特色として定着しつつあると思われる。そして、本年度開催懇話会・シンポジウムの記録として講演集を 2 冊刊行した。

社会倫理研究奨励賞

野田宣雄氏(元南山大学教授)の篤志に基づき 2007 年度に創設された、若手による優秀な社会倫理研究論文に対して授与する社会倫理研究奨励賞について、第四回の募集・選定を実施した。自薦・他薦併せて 18 篇の応募があったが、選定委員会の厳正なる審査の結果、該当論文なしであった。

(丸山雅夫)

社会倫理研究奨励賞

第5回候補論文

只今応募受付中!!

■「社会倫理研究奨励賞」とは？

南山大学社会倫理研究所（以下、社倫研）が、若手研究者による社会倫理分野における優れた研究に対して授与する賞です。

社倫研は、細分化した学問が対応し切れない錯綜した現代社会の問題に対して、人文社会科学の叢智を結集して総合的かつ包括的に取り組み、「人間の尊厳」を回復する方途を探究する研究所です。その活動の一環として、21世紀を生きる若い研究者の意欲的な研究活動を奨励し、現代のニーズに応えることを目指して、この賞を設けたのです。

■社会倫理研究とは？

社会倫理というと、すぐに応用倫理学を連想するかもしれませんが、社会倫理研究は、いわゆる応用倫理学に限られない広がりをもった領域です。取り扱われる問題系としては、国家や政治現象を対象とするものから、家族や地域社会、教育・医療・経営などの諸制度を対象とするもの、経済活動が営まれる体制、国家を超えて広がりを見せる国際社会を対象とするものなど、実にさまざまなものが含まれています。また、特定の学問方法論に限定されるものでもありません。社会問題に取り組む方法論は、必ずしも狭義の倫理的なものに限らず、経済学的、法学的、政治学的、社会学的、統計学的、教育学的、歴史学的、等々さまざまなアプローチがありうるでしょう。

社会倫理研究を奨励する目的で設立された本賞では、問題系・分野・方法論を制限せず、学術性とアクセシビリティの両軸で優れた研究すべてが対象となります。

そして、若手の萌芽的な研究を支援するために、査読付きの既存の学会誌のみならず、所定の期間内に公刊されたものであれば、査読の有無にかかわらず、論文集、雑誌、紀要、オンライン・ジャーナルなどに掲載された論文も歓迎します。手堅さを背景としながらも、取り組む問題に対する情熱があふれるような意欲作の応募をお待ちしています。（詳しくは社倫研ウェブページをご覧ください。）

応募要領

審査対象となる著作物 2010年12月1日から2011年11月30日までに日本語で公刊された論文

締め切り 2011年12月10日必着（随時受付中）

応募方法 応募用書式ファイル（他薦方式か自薦方式のいずれかを選択）を社倫研ウェブページ（<http://www.nanzan-u.ac.jp/ISE/japanese/award/>）からダウンロード・印刷してご記入の上、応募論文を同封して、下記住所までご郵送下さい。

他薦方式：本人以外の人物による推薦文を添付すること

自薦方式：本人による800字以内の要約を添付すること

宛先 〒466-8673

名古屋市昭和区山里町18

南山大学社会倫理研究所 社会倫理研究奨励賞係

応募資格 原則として論文公刊時に40歳未満

審査方法 第五回社会倫理研究奨励賞選定委員会（委員長：小林傳司 [大阪大学教授]）の協議によって審査します。

審査結果の公表 受賞者の氏名および受賞論文名を2012年2月下旬に社倫研ウェブページで公表します。

授与式等 2012年3月下旬に授賞式を行い、受賞者には記念講演を行ってまいります。また、審査結果と記念講演内容は2012年5月発行予定の『時報しゃりんけん』第5号に掲載されます。

副賞（給付研究奨励金）30万円

*審査の過程で当研究所が得た個人情報は、本賞選定の目的以外に使用されることはありません。尚、個人情報取扱の詳細については、「南山大学個人情報保護に関するガイドライン」に準拠します。



優れた論文を ご推薦下さい!!

研究所活動記録

(2010年4月-2011年3月)

研究所主要スタッフ研究業績

Michael Seigel【マイケル・シーゲル】

論文

「豪ブーマヌーマナ・ランドケア・グループの取り組み、実績、および問題意識」、『社会と倫理』第24号、pp. 63-82、2010年9月。

「温暖化懐疑論とIPCC疑惑に関する一考察」、『社会と倫理』第24号、pp. 149-180、2010年9月。

寄稿

「キリスト教と人権」(連載第一号～第三号)、『家庭の友』、2011年1月号～3月号(すべてpp. 30-31)。

講演

「21世紀における多文化共生」、日本福祉大学比較文化論講座、2010年4月14日。

“Global Warming and Environmental Issues,” Society of the Divine Word ASPAC Zone JPIC Coordinators Meeting, Nong Bua Lamphu, Thailand, 28 April 2010.

「Migrants and Refugees: An Overview of the Background and Setting」聖母被昇天修道会アジア地域代表者集会、2010年6月3日。

「被造界の調和—キリスト教から見た生物多様性」、神言会聖霊会正義と平和委員会世界平和の日講演会、2010年9月25日。

“Participation of Local Communities in Environmental Decision-making”, Convention on Biological Diversity COP 10 NGO Forum Side-event *Strengthening Synergy, Interrelatedness and Participation in Environmental Decision-Making*, sponsored by Nanzan University Institute for Social Ethics and VIVAT International, 27 October 2010.

“When One’s Own Heroes are Other People’s Villains: a Reflection on Some Possible Constraints for Dialogue on Historical Memory”, *Historical Memory, Justice and Reconciliation Symposium*, La Trobe University, Melbourne, Australia, 16 December 2010.

「『教会の社会教説綱要』発行の意義」、在セカノッサ会研修会、2010年1月15日。

奥田太郎【おくだ・たろう】

論文

「内部告発の倫理的次元」『社会と倫理』第24号、pp. 201-215、2010年9月。

書評

佐藤方宣編『ビジネス倫理の論じ方』(ナカニシヤ出版、2009年)『社会と倫理』第24号、pp. 239-240、2010年9月。

ケネス・W・グッドマン編(板井孝孝郎監訳)『医療IT化と生命倫理—情報ネットワーク社会における医療現場の変容』(世界思想社、2009年)『社会と倫理』第24号、p. 247、2010年9月。

学会発表

「「保護する責任」論の前提について哲学・倫理的に考えてみる」応用哲学会第2回年次大会ワークショップ「「保護する責任」概念を哲学・倫理学の俎上に乗せることは面白いのか」(責任者：奥田太郎)、北海道大学、2010年4月25日。

「ヒューム主義をヒュームによって検討する—実践理性に関する考察を中心に—」日本倫理学会第61回大会ワークショップ「動機付けと実践理性について：「ヒューム主義」の罪」(責任者：中村隆文)、慶應義塾大学、2010年10月8日。

「内在主義／外在主義論争で何が問題になってきたのか—分析倫理学者による闘いの足場を確認する—」日本倫理学会第61回大会主題別討議「内在主義と外在主義—道徳判断と動機づけの関係について—」(実施責任者：成田和信)、慶應義塾大学、2010年10月9日。

「よりヒューム的な道徳心理学を構想する—共感、コンヴェンション、そして会話—」日本イギリス哲学会第35回大会ヒューム生誕300年記念シンポジウム「いまなぜヒュームか」(司会：坂本達哉・一ノ瀬正樹、提題者：真船えり・壽里竜・角田俊男)、京都大学、2011年3月28日。

講演

「社会的責任」概念を今一度理解し直してみる」第54回日本社会心理学会公開シンポジウム「企業の倫理と

社会的責任」日本社会心理学会、上智大学四ッ谷キャンパス、2010年6月19日。

「世代間倫理：ひとは未来に負い目があると言えるか」大河講座「ひとの大学」(NHK文化センター・名古屋大学主催)、名古屋大学IB電子情報館、2010年7月28日。

「応用倫理学に未来がないならば、倫理学には未来がない」と言えるか？」第8回応用倫理研究会・座談会「応用倫理学に未来はあるか？」北海道大学応用倫理研究教育センター、北海道大学、2011年2月25日。

研究会報告

「道徳判断の内在主義と「実践理性の二元論」の二点を結ぶ直線上に「ヒューム主義」は姿を現すか？」南山哲学研究会、南山大学名古屋キャンパス、2010年6月25日。

大庭弘継【おおば・ひろつぐ】

学会発表

「保護する責任に潜む陥穽－PKOの現場というブラックボックス」、日本国際政治学会2010年度研究大会国連研究分科会、札幌コンベンションセンター、2010年10月31日。

“Dicey Ethics: The Limits and future of R2P as a norm”, the Fifth International Conference on Applied Ethics, Center of Applied Ethics and Philosophy of Hokkaido University, Hokkaido University, 6 November 2010,

研究会報告

『政治研究』第57号合評会、九州大学政治研究会4月例会、九州大学、2010年4月17日。

「試論：「国際共同体」という観念の検証－「政治的実体」足りえるか？－」、九州大学政治研究会5月例会、九州大学、2010年5月15日。

「人道的介入の責任を取らされる人々－呼応可能性としての責任がもたらす構造的暴力」、京都生命倫理研究会9月例会、京都女子大学、2010年9月19日。

「保護する責任は倫理的か？－スレブレニツァでの意思決定を巡る「正しさ」の揺らぎ」、南山大学社会倫理研究

所2010年度第1回研究会、南山大学、2010年10月13日。

「グローバルな責任の帰結－人道的介入における責任のアポリアと「国際社会」の変容」、科研「保護する責任アプローチの批判的検討」研究会、南山大学、2011年3月11日。

寄稿

「第三回社会倫理研究奨励賞の受賞にあたって－責任を軸に－」、『時報しゃりんけん』第3号、2010年6月。

「社会人(出身)大学院生の研究」、九州大学比較社会文化学府広報誌『Crossover』No.28、2010年7月。

「世界を変えて、日本を変える－アントレプレナー国家を目指して－」『日本貿易会月報』2011年1月号、日本貿易会、2011年1月。

「“アントレプレナーで日本再生”のすすめ」、『Voice』平成23年3月号、PHP研究所、2011年2月(前掲日本貿易会月報掲載論文を改題して掲載)

受賞

第6回日本貿易会賞懸賞論文大賞(社団法人日本貿易会)、2010年12月14日。(「世界を変えて日本を変える－アントレプレナー国家を目指して」との評論を執筆し受賞。)

外部資金獲得

研究課題：「コラテラル・ダメージの研究－現場における日米協力のために」、日米パートナーシッププログラム奨学生(研究期間：2010年8月から2012年8月まで)、財団法人平和・安全保障研究所。

研究所活動記録

(2010年4月-2011年3月)

研究所主要スタッフに関わる学会・研究会・講演・調査等の記録

2010年

- 4月14日 シーゲル所員、日本福祉大学比較文化論講座（於日本福祉大学美浜キャンパス）にて講演。
- 4月17日 大庭研究員、九州大学政治研究会4月例会（於九州大学）報告参加。
- 4月24-25日 奥田所員、応用哲学会第2回年次大会（於北海道大学）に報告参加。
- 4月26日 大庭研究員、九州歴史科学研究会4月例会（於九州大学）に参加。
- 4月28日 シーゲル所員、Society of the Divine Word ASPAC Zone JPIC Coordinators Meeting (Nong Bua Lamphu, Thailand) にて講演。
- 4月29日-5月5日 シーゲル所員、農村開発活動の成果と問題点に関する調査（於フィリピン、アブラ州、マリブコン村）
- 5月15日 大庭研究員、九州大学政治研究会5月例会（於九州大学）に報告参加。
- 5月21日 社倫研シリーズ懇話会第1回開催。
- 5月29日 社倫研設立30周年記念シンポジウム1開催。
- 6月3日 シーゲル所員、聖母被昇天修道会アジア地域代表者集会（於大阪）にて講演。
- 6月5日 社倫研シリーズ懇話会第2回開催。
- 6月11日 社倫研シリーズ懇話会第3回開催。
- 6月15日 社倫研第1回懇話会開催。
- 6月19日 奥田所員、第54回日本社会心理学会公開シンポジウム（於：上智大学）にて提題。
- 6月25日 奥田所員、南山哲学研究会（於南山大学）にて報告。
- 6月26-27日 大庭研究員、日本国際連合学会（於南山大学）に参加。
- 7月15-23日 シーゲル所員、マリブコン村で農村開発活動を35年間勤めたゴールドバーガー氏を一週間取材（於南山大学）。
- 7月22日 社倫研第2回懇話会開催。
- 7月28日 奥田所員、大河講座「ひとの大学」（於名古屋大学）にて講演。
- 8月7-8日 大庭研究員、平和安全保障研究所定例セミナー（於東京）に参加。
- 8月17日 シーゲル所員、日本宗教倫理学会主催ワークショップに参加、司会を担当。
- 8月27-28日 大庭研究員、陸上自衛隊富士総合火力演習予行（於御殿場市）に見学参加。
- 9月1-2日 大庭研究員、Internationaler Workshop Globale Ethik（於南山大学）に参加。
- 9月9-10日 奥田所員、第21回ヒューム研究学会（於関西大学）に参加。
- 9月17-18日 大庭研究員、平和安全保障研究所夏季集中セミナー（於東京）に参加。
- 9月19日 奥田所員、京都生命倫理研究会（於京都女子大学）に参加。
- 9月25日 シーゲル所員、神言会聖霊会正義と平和委員会世界平和の日講演会（於名古屋）にて講演。
- 9月26日 シーゲル所員、カトリック瀬田教会平和を願う会（於東京）にて講演。大庭研究員、第9回広島大学応用倫理学プロジェクト研究センター例会（於広島大学）に参加。
- 9月29日 シーゲル所員、有志学生による生物多様性フォーラム（於南山大学）にて講演。
- 9月30日 大庭研究員、立命館大学国際地域研究所「ポスト西洋型国際関係理論研究プロジェクト」2010年度第1回研究会（於立命館大学）に参加。
- 10月2日 奥田所員、中部哲学会年次大会（於名古屋文理大学）に参加、司会を担当。
- 10月8日 大庭研究員、名古屋大学国際開発研究科オープン・セミナー「アフガニスタンの平和構築」（於名古屋大学）に参加。
- 10月8-10日 奥田所員、日本倫理学会第61回大会（於慶應義塾大学）に参加、ワークショップおよび主題別討議で報告。
- 10月9日 社倫研第3回懇話会開催。
- 10月13日 社倫研第1回研究会開催。
- 10月17日 大庭研究員、平和安全保障研究所定例セミナー（於神戸大学梅田インテリジェントラボラトリ）に参加。
- 10月26-27日 COP10サイドイベント（於名古屋国際会議場）を社倫研として開催。シーゲル所員が講演。



2011 年

- 10月29-31日 大庭研究員、日本国際政治学会（於札幌コンベンションセンター）に報告参加。
- 11月5-7日 大庭研究員、第五回応用倫理国際会議（於北海道大学）に報告参加。
- 11月6-7日 奥田所員、関西倫理学会年次大会（於南山大学）にて実行委員長を担当。
- 11月15-16日 大庭研究員、陸上自衛隊国際活動教育隊「国際平和協力活動セミナー」（於御殿場市）に参加。
- 11月19日 奥田所員、「保護する責任アプローチの批判的検討」研究会（於大阪大学中之島センター）に参加。
- 11月20-21日 奥田所員、日本生命倫理学会第22回年次大会（於藤田保健衛生大学）に参加、一般演題座長を担当。
- 11月21日 大庭研究員、平和安全保障研究所定例セミナー（於東京）に参加。
- 11月27日 社倫研第4回懇話会開催。
- 11月27日 大庭研究員、日本平和学会関西地区研究会（於神戸大学梅田インテリジェントラボラトリ）に参加。
- 11月29日 大庭研究員、G-COE Initiative 1 International Seminar Politics of 'Non- Western' International Relations from Asian Perspective（於京都大学）に参加。
- 12月4日 社倫研第5回懇話会開催。
- 12月10日 社倫研第6回懇話会開催。
- 12月11日 社倫研設立30周年記念シンポジウム2開催。
- 12月16日 シーゲル所員、*Historical Memory, Justice and Reconciliation Symposium* (La Trobe University, Melbourne, Australia) にて講演。
- 12月18日 大庭研究員、平和安全保障研究所定例セミナー（於東京）に参加。
- 12月18日-2011年1月5日 シーゲル所員、豪州の公共政策、環境、農業と地域社会に関する調査（於キャンベラ、ブルーガ・ブーマヌーマナ、キルモア）。
- 12月22日 大庭研究員、龍谷大学にて講義。
- 12月26-27日 大庭研究員、京都生命倫理研究会（於京都大学）に参加。
- 1月7日 大庭研究員、第6回日本貿易会賞懸賞論文大賞表彰式（於ホテルニューオータニ）にて大賞受賞。
- 1月8日 大庭研究員、平和安全保障研究所定例セミナー（於東京）に参加。
- 1月15日 シーゲル所員、在世カノッサ会研修会（於大牟田）にて講演。
- 1月21日 社倫研第7回懇話会開催。
- 1月22日 奥田所員、名古屋哲学会講演会（於南山大学）に参加。
- 1月23日 社倫研第8回懇話会開催。
- 1月27-28日 奥田所員、神戸大学大学院集中講義にて講演。
- 1月29日 社倫研第9回懇話会開催。
- 1月29日 大庭研究員、立命館大学国際地域研究所「ポスト西洋型国際関係理論研究プロジェクト」2010年度第3回研究会（於立命館大学）に参加。
- 2月17日 社倫研第10回懇話会開催。
- 2月20日 第4回社会倫理研究奨励賞選定委員会
- 2月20日 大庭研究員、平和安全保障研究所定例セミナー（於東京）に参加。
- 2月24日 奥田所員、大庭研究員、「保護する責任アプローチの批判的検討」研究会（於大阪大学中之島センター）に参加。
- 2月25日 奥田所員、第8回応用倫理研究会（於北海道大学）にて講演。
- 3月2-4日 大庭研究員、平和安全保障研究所沖縄研修に参加。
- 3月11日 大庭研究員、「保護する責任アプローチの批判的検討」研究会（於南山大学）にて報告。
- 3月16-19日 大庭研究員、International Studies Association 年次大会（於モントリオール）に参加。
- 3月24日 奥田所員、「信念／欲求」心理モデル研究会（於南山大学）を主催。
- 3月27日 奥田所員、京都生命倫理研究会（於京都女子大学）に参加。
- 3月28-29日 奥田所員、日本イギリス哲学会（於京都大学）に参加、シンポジウムにて提題。大庭研究員、同学会に参加。

南山大学社会倫理研究所スタッフ

所長

丸山雅夫

第一種研究所員

奥田 太郎 人文学部人類文化学科・准教授 [倫理学、応用倫理学]

大庭 弘継 総合政策学部総合政策学科・講師 [国際政治学]

Michael Seigel 総合政策学部総合政策学科・教授 [カトリック社会倫理、和解学]

第二種研究所員

石川 良文 総合政策学部総合政策学科・教授 [都市環境政策、地域経済、公共政策評価]

大井 由紀 外国語学部英米学科・講師 [移民研究、アジア系アメリカ人研究、グローバリゼーション研究]

大竹 弘二 外国語学部ドイツ学科・准教授 [現代ドイツ政治理論、政治思想史]

坂下 浩司 人文学部人類文化学科・教授 [西洋古代哲学史、応用倫理学 (工学倫理)]

杉原 桂太 情報理工学部情報システム数理学科・講師 [科学技術社会論、科学哲学、技術者倫理]

鈴木 貴之 人文学部人類文化学科・准教授 [心の哲学 (心理学の哲学、認知科学の哲学)]

丸山 雅夫 大学院法務研究科・教授 [刑事法]

三好 千春 人文学部キリスト教学科・准教授 [キリスト教史]

森 千香子 外国語学部フランス学科・准教授 [文化社会学、都市社会学、集合行為論]

山田 哲也 総合政策学部総合政策学科・教授 [国際法、国際機構論]

研究員

鈴木 真 南山大学・名古屋大学・非常勤講師 [倫理学・価値論、J.S. ミル研究、分析哲学系哲学史]

非常勤研究員

池田 丈佑 大阪大学大学院国際公共政策研究科・招聘研究員 [国際関係論]

石田 淳 東京大学大学院総合文化研究科・教授 [国際政治学]

伊勢田 哲治 京都大学大学院文学研究科・准教授 [科学哲学、倫理学]

梅澤 彩 摂南大学法学部・講師 [民法、家族法]

川崎 勝 南山大学経済学部・元教授 [日本近代史、日本経済史]

香坂 玲 名古屋市立大学大学院経済学研究科 [環境経済学、国際協力論]

小林 傳司 大阪大学コミュニケーションデザイン・センター・教授 [科学哲学、科学論、科学技術論]

瀬口 昌久 名古屋工業大学大学院社会工学専攻・教授 [古代哲学、技術者倫理]

谷口 照三 桃山学院大学経営学部・教授 [経営学、経営哲学、経営倫理学]

戸田山 和久 名古屋大学大学院情報科学研究科・教授 [哲学、科学哲学、科学技術社会論]

中野 涼子 シンガポール国立大学人文社会科学部日本学科・助教授 [国際関係論、日本近代思想史]

福永 真弓 大阪府立大学 21 世紀科学研究機構エコサイエンス研究所・准教授 [環境倫理学、環境社会学]

眞嶋 俊造 北海道大学応用倫理研究教育センター・センター長／准教授 [応用倫理学]

宮川 佳三 南山大学外国語学部・名誉教授 [アメリカ外交、日米関係論、国際関係論]

山田 秀 熊本大学法学部・教授 [法哲学、自然法論]

研究プロジェクト関連マップ 2011

「公正と平和」研究プロジェクト

「保護する責任」研究プロジェクト

「ガバナンスと環境問題」研究プロジェクト

「経済・経営・倫理」研究プロジェクト

「法・制度・倫理」研究プロジェクト

「倫理学の可能性」研究プロジェクト

「科学技術と倫理」研究プロジェクト

「生命倫理の諸問題」研究プロジェクト

カトリック社会倫理研究プロジェクト

「歴史・記憶・情報」研究プロジェクト

編集後記

2010年度は、社倫研にとって設立30周年という大きな節目を迎えた重要な一年でありました。長期プロジェクトとして展開中のシーゲル所員による「ガバナンスと環境問題」研究プロジェクトもいよいよ佳境を迎え、2011年度からはついに「経済と環境問題」へとテーマが移ることとなります。また、第3回社会倫理研究奨励賞受賞者の大庭弘継氏を研究員に迎え、国際政治学のバックボーンを得て、「保護する責任」研究プロジェクトと「公正と平和」研究プロジェクトについて、大きな飛躍を得ました。そして、第二種研究所員の鈴木貴之氏の主導による「科学技術と倫理」研究プロジェクトもスタートし、「脳科学を考える」シリーズ懇話会、シンポジウムは好評を博しました。年度末には、『脳科学とどうつきあうか』、『人間・社会・未来』という二冊の講演集を刊行することもでき、設立30周年に相応しい旺盛な活動を展開できたと自負しております。今後も、社倫研は、自らの依って立つ設立理念に基づきながら、若い世代の研究者や実践家との連携も豊かにして、より面白くて深い共同研究活動を目指して精進する所存です。

他方で、2011年3月11日に起こった東日本大震災がもたらした大きな社会変動と思考枠組みの転換の兆しを捉え損なってはいけないだろうと思います。しかしながら、元来、研究活動は、より息の長い姿勢でそうした問題に取り組むべきものだとも思います。未来の世界に資する研究とは何かをそうした弁えのもとに考え続けつつ、より旺盛な活動を試みたいと考えております。今後ともよろしくお願い致します。

奥田太郎

2011 年 6 月 30 日 発行

編集兼発行人 南山大学社会倫理研究所
名古屋市昭和区山里町 18 〒466-8673
電話 (052) 832-3111 (代表)
代表者 丸山雅夫
E-mail: sharink@ic.nanzan-u.ac.jp
<http://www.ic.nanzan-u.ac.jp/ISE/>

印刷所 株式会社クイックス
名古屋市熱田区桜田町 19-20 〒456-0004
電話 (052) 871-9190 (代表)

